

予算審査特別委員会保健消防分科会記録

日	令和8年3月2日（月）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時57分～午後1時0分） 午後2時20分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	植 草 毅	三 井 美和香	石 川 美 香	黒 澤 和 泉
	野 島 友 介	前 田 健一郎	石 川 弘	小 坂 さとみ
	酒 井 伸 二	中 村 公 江		
欠席委員	な し			
担当書記	渡 邊 健 嗣 佐 藤 陽 介			
説 明 員	<b>保健福祉局</b>			
	保健福祉局長	今泉 雅子	保健福祉局次長	横田 正明
	健康福祉部長	白井 耕一	医療衛生部長	藤原 淳一
	高齢障害部長	高石 憲一	保健福祉総務課長	清田 信之
	監査指導室長	江川 隆司	保健師活動推進担当課長	高塚 美佐
	保護課長	岡野 篤	不正受給対策室長	東前 嘉治
	地域福祉課長	中田 裕之	地域包括ケア推進課長	渡辺 一雄
	在宅医療・介護連携支援センター所長	久保田健太郎	健康推進課長	亀井 俊介
	受動喫煙対策室長	飯高 健一	歯科保健推進担当課長	山田 幸
	健康支援課長	金田 美恵	医療政策課長	串間 琢郎
	予防接種推進担当課長	酒井 名菜子	健康危機管理課長	岸本 直人
	健康保険課長	香取 良久	生活衛生課長	平野 大貴
	斎園整備室長	高石 英典	食品衛生担当課長	相良 真理子
	動物保護指導センター所長	川西 康隆	高齢福祉課長	和田 明光
	介護保険管理課長	上原 弘之	介護保険事業課長	渡邊 実
	障害者自立支援課長	大坪 敬史	こども発達相談室長	石野 智幸
	障害福祉サービス課長	薄田 寛	精神保健福祉課長	日高 健一
	障害者相談センター所長	檜木 かおり	こころの健康センター所長	野々村 司
	総括主幹	赤岩 威俊		
	審査案件	令和8年度予算 保健福祉局所管		
協議案件	指摘要望事項の協議			

**暫 定 版**

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

そ の 他	委員席の指定
主 査 植 草 毅	

**午前10時0分開議**

○主査（植草 毅君） おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会保健消防分科会を開きます。

**委員席の指定**

○主査（植草 毅君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、まず保健福祉局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

**保健福祉局所管審査**

○主査（植草 毅君） これより保健福祉局所管の令和8年度当初予算案の審査を行います。

委員の皆様は、サイドボックスのしおり1番をお開きください。

なお、説明に当たっては、初めに昨年の予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告いただき、続いて令和8年度当初予算議案について御説明お願いいたします。また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしくをお願いいたします。保健福祉局長。

○保健福祉局長 保健福祉局でございます。よろしくお願いいたします。

失礼して、座って説明させていただきます。

初めに、予算・決算審査特別委員会の指摘要望事項に対する措置状況について御報告いたします。

お手元の資料、予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況等報告書の7ページをお願いいたします。

まず、令和7年第1回定例会予算審査特別委員会における指摘要望事項についてです。

指摘は、重層的・包括的支援体制の構築についてで、措置状況として、2点記載しています。1点目の各支援関係機関との協働による伴走型支援についてです。

(1)の相談対応件数ですが、福祉まるごとサポートセンターには、あんしんケアセンターなどの関係機関や庁内各課から相談が寄せられており、助言や関係機関へのつなぎなどを行っています。今年度は、12月末現在で9,926件の相談対応を行いました。

(2)の多機関協働事業の実施状況については、日頃から関係機関と連携し、伴走型支援を実施しています。複雑で多くの機関が関わるようなケースについては、一体的に支援できるよう、多機関協働のためのコーディネートを行っております。

2点目の参加支援事業の実施に当たっての連携体制の強化についてです。

まず、(1)の区役所や地域団体等との連携体制については、既存の地域資源では対応できないニーズへの支援のため、各区役所が把握した情報の共有など情報収集と連携体制の構築に努めております。

(2)の参加支援事業の実施状況については、個別支援と資源開拓を併せて行い、両者のマッチング等により状況の改善につなげています。

個別支援については、孤立状態にあるなど、社会とのつながりが必要な場合には、対象者本

人の意向を丁寧に聞き取って支援を行っています。資源開拓については、個別ニーズへの対応が必要な方の受入れ先を開拓するため、福祉事業所や民間企業などの事業者への周知に努めております。

ページの最後に参考として、事例を2つ掲載しております。

これらの予算額については、右側の予算欄に記載のとおりです。

続きまして、21ページをお願いいたします。

令和7年第3回定例会決算審査特別委員会における指摘要望事項についてです。

指摘は、歯科口腔保健についてで、措置状況として、2点記載しております。

1点目の口腔保健の推進についてです。

(1)の口腔保健支援センターについては、歯、口腔の健康は身体健康と密接に関係しているため、令和6年4月に設置した当センターが関係機関との連絡調整の役割を担い、連携を強化し、生涯を通じた総合的な歯科保健施策を実施しております。

特に青年期、壮年期の歯周病が深刻な状況であり、対策の強化が必要なため、企業の訪問や動画配信などにより、就労世代向けのセミナーや口腔ケア指導等を行うとともに、職場で従業員の口腔の健康に取り組んでいただけるよう、企業、事業所への働きかけを積極的に行っています。

また、市政だよりやチラシなどにより、口腔の健康に関する知識に関する普及啓発を行うとともに、イベントやパネル展示などを通じ、歯科健診の受診や定期的な歯科受診を啓発しています。

(2)の歯周病検診の受診率向上については、全ての対象者への受診券シールの送付、市政だよりや市ホームページでの周知、再勧奨などにより、受診率の向上に取り組んでいます。

2点目の口腔機能の維持についてです。

(1)の口腔機能健診については、特定健診などの結果から口腔機能低下のおそれがある高齢者に口腔機能健診の受診を促し、必要に応じて各区健康課の介護予防事業につなぎ、オーラルフレイルを予防する取組を実施しています。

また、身近な医療機関で口腔機能健診が受診できるよう、市歯科医師会を通じ健診の実施施設増加のための働きかけを行っています。

(2)の市歯科医師会、株式会社ロッテと連携した周知啓発については、3者で締結している連携協定に基づき、販売店を利用した啓発やガムを使ったオーラルフレイル予防など、様々な機会を活用した啓発を協働して行い、若い世代へ周知啓発を図っています。

予算額については、右側の予算欄に記載のとおりです。

指摘要望事項に対する措置状況の御報告は以上です。

続きまして、当初予算案の概要について説明いたします。

令和8年度局別当初予算案の概要の16ページをお願いいたします。

予算額は、原則として100万円単位で申し上げます。

まず、1の基本的な考え方ですが、少子高齢化に伴い、今後も社会保障費の増加が見込まれることから、既存事業の見直しを行いつつ、年齢や障害の有無などに関係なく、全ての人が一人一人の暮らしと生きがいを共に作り、高め合う地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

また、妊娠、出産、子育て世帯への支援、生涯を通じた健康づくり、高齢者の生きがいづく

り、認知症になっても地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの深化、推進など、ライフステージに応じた生活を支えるとともに、障害の理解促進、相談体制、就労支援など、社会全体で障害者を支えるための取組を進めます。

これらの取組に重点を置きながら、以下の（１）から（５）の５項目を施策の柱として各種施策を推進してまいります。

次に、２、予算額の概要ですが、一般会計は1,495億2,800万円で、前年度比6.5%、90億9,600万円の増であり、歳入の主なものは生活保護費収入277億3,900万円などとなっております。

国民健康保険事業特別会計は803億6,800万円で、前年度比2.4%、18億5,500万円の増であり、歳入の主なものは保険給付費等交付金552億9,400万円などとなっております。

介護保険事業特別会計は923億500万円で、前年度比4.5%、40億1,600万円の増であり、歳入の主なものは支払基金交付金238億7,500万円などとなっております。

後期高齢者医療事業特別会計は197億4,600万円で、前年度比23.4%、37億5,000万円の増であり、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料163億円などとなっております。

霊園事業特別会計は10億8,600万円で、前年度比5.1%、5,300万円の増であり、歳入の主なものは一般会計繰入金 2 億7,600万円などとなっております。

17ページをお願いいたします。

３、重点事業について説明いたします。

記載の中から主な事業を抜粋して説明させていただきます。

まず、局課です。

中段の（２）生活保護世帯等に対する学習・生活支援は、予算額 1 億円で、生活困窮家庭などの子供への学習支援や生活支援について、新たに生活保護世帯の中学 1 年生まで対象を拡大します。また、中学校を卒業した子供のいる生活保護世帯に対し、進路選択を支援する情報提供などを行います。

続いて、健康福祉部です。

（１）認知症の人の社会参加の促進は、予算額200万円で、認知症の人や家族の外出への不安を軽減し、安心して社会参加や外出ができるようにするため、損害賠償責任が生じた場合に補償する仕組みを創設します。

次のページをお願いいたします。

（２）あんしんケアセンターの充実は、予算額11億8,300万円で、増加する後期高齢者や要支援者などの多様化するニーズに適切に対応するため専門職を増員します。

（３）虫歯予防フッ化物洗口導入支援は、予算額200万円で、未就学児の虫歯を予防し、健康格差を縮小するため、市内保育施設や幼稚園に対し洗口剤の提供や技術的助言など、フッ化物洗口の導入を支援します。来年度は支援する施設を拡充します。

次のページをお願いいたします。

（７）小児慢性特定疾病児童等自立支援は、予算額300万円で、小児がんなどの小児慢性特定疾病のある子供や家族の様々な相談に応じるとともに、専門職による講演会を開催します。また、ほかの子供や家族と交流することで、孤立感をなくし、社会とのつながりを深めるイベントを開催します。

(8) の妊娠・出産包括支援は、予算額9億6,400万円で、妊娠期からの伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦に対し経済的支援を行います。また、産後、安心して子育てできる支援体制を確保し、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うため、産後ケア事業を実施します。

健康福祉部の最後のページの一番下に記載している見直した事業について説明いたします。

(1) 重層的・包括的支援体制は、メールなど既存の相談方法でも代替可能な状況を踏まえ、利用者が少ない福祉まるごとサポートセンターのLINE相談を今年度末で終了いたします。

次のページをお願いいたします。

(2) シニアリーダー体操は、コロナ収束後にシニアリーダーによる体操教室の再開が進んだことから、コロナ禍の代替措置として実施していたテレビ放映を今年度末で終了します。

(3) 乳児家庭全戸訪問は、早期に専門職による支援する体制を充実させるため、実施方法を見直します。

続いて、医療衛生部です。

(1) から(3) は、各種ワクチン接種についてです。

(1) RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種は、予算額1億5,000万円（後に「1億5,800万円」と訂正）で、RSウイルス感染症予防接種の定期接種化に伴い、妊婦を対象に接種を実施します。

(2) おたふく風邪予防接種費用助成は、予算額2,300万円で、おたふく風邪の発症と重症化を予防するため、任意予防接種費用の一部を市独自の取組として助成します。

(3) 帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成は、予算額8,800万円で、帯状疱疹の発症と重症化を予防するため、定期接種対象外の高齢者などを対象とした任意予防接種費用の一部を市独自の取組として助成します。

(4) 新たな斎場の整備は、予算額5,400万円で、火葬需要の増大に対応するため、新たな斎場の整備に向けた基本計画の策定等を実施します。

(5) (仮称)動物愛護センター整備は、予算額5,400万円で、動物愛護施策推進のため、(仮称)動物愛護センター整備に向けた実施設計等を実施します。

次のページをお願いいたします。

見直した事業についてですが、(1) 予防接種費用助成は、高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の定期予防接種に係る自己負担額について、持続可能な制度の運用に向け、市民税非課税世帯の全額免除を半額免除に見直します。

(2) 高齢者予防接種個別通知は、市政だよりやホームページによる周知を行っていることから、高齢者定期予防接種の対象者に対する個別通知の送付を廃止します。

続いて、高齢障害部です。

(1) 高齢者保健福祉推進計画、介護保険事業計画策定は、予算額600万円で、老人福祉法及び介護保険法に基づく、高齢者保健福祉推進計画、第10期介護保険事業計画を策定します。

(2) 養護老人ホーム運営支援は、予算額3億1,800万円で、養護老人ホームの経営安定化や職員の処遇改善を図るため、老人保護措置費の支弁額を改定します。

(3) 老人福祉センター地域介護予防活動支援は、予算額9,000万円で、市民の身近な地域で介護予防活動を広げるため、住民主体の通いの場などに、いきいきプラザ・センターの専門

職を継続的に派遣して、地域による活動を支援します。

次のページをお願いします。

(4) 特別養護老人ホーム整備費助成は、予算額9億8,800万円で、介護基盤整備を促進するため、建設費と開設準備経費を助成します。

(5) 農福連携の推進は、予算額15万円で、障害者の農業分野での活躍を通じた社会参画を実現するため、農福連携の取組に対し奨励金を交付します。

(6) 発達障害者支援の推進は、予算額70万円で、強度行動障害への理解や支援の質の向上などを図るため、家族や支援事業者などへの研修を実施します。

(7) 第7次千葉市障害者計画等策定は、予算額700万円で、障害者基本法に基づく第7次障害者計画など3つの計画を策定します。

(8) 医療的ケア者等施設通所加算は、予算額6,300万円で、医療的ケア者などが利用する生活介護事業所の報酬に対し上乗せを実施し、事業への参入を促進します。

次のページをお願いいたします。

(10) ひきこもり地域支援センター運営は、予算額3,500万円で、ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じて、電話、来所のほか、訪問支援、アウトリーチや出張相談などを行います。また、より相談しやすい支援体制を構築するため、SNSでの相談窓口を開設するとともに、メタバースを活用した支援を実証的に実施します。

続いて、見直した事業についてですが、(1)の三世同居・近居支援は、助成対象者へのアンケート調査により、助成の有無にかかわらず本市に転居している事例が多く、助成効果が限定的である実態が明らかになったため、新規受付を今年度末で終了します。

(2)の長寿祝金・祝品は、国が類似の事業を実施していることなどを踏まえ、既存の祝金・祝品を廃止し、満100歳となる方に対する祝金の贈呈を実施します。

(3)の緊急通報システムは、独り暮らしの高齢者の増加に対応した持続可能な制度運用に向けて、これまで65歳以上の独居高齢者に対し無償で提供してきた緊急通報システムについて、令和9年1月より見守り・安否確認機器に対する費用助成に変更して実施します。

次のページをお願いいたします。

(5)の障害者福祉バス運行は、市保有の福祉バス、たいよう号が老朽化により運行が困難となったため、貸出し事業を廃止し、バス借り上げに係る費用助成へ変更します。

説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

**○主査(植草 毅君)** それでは、これから質疑等をお願いしたいと思いますが、審査の初日となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御発言の際は、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも答弁並びに意見・要望を含め、45分を目安とさせていただきます。なお、10分ぐらい前になりましたら、残り時間をお知らせいたしますので、時間内で御発言をおまとめいただきますよう御協力お願いいたします。

また、委員の皆様には、令和8年度の予算審査であることを十分に踏まえ御発言いただくとともに、指摘要望事項に対する措置状況への御質疑等もありましたら併せてお願いいたします。

なお、委員外議員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の局ごとの質疑が全て終了した後に協議、決定いたしますので、御了解願います。

また、所管におかれましては簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

それでは、御質疑等ありましたらお願いいたします。保健福祉局長。

○保健福祉局長 失礼いたします。先ほどの説明の中で一部誤った説明をしてしまったところがありましたので、訂正させていただければと思います。

予算に関する資料の20ページの説明の中で、医療衛生部、(1)RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種に関する予算額ですが、正しくは1億5,800万円のところ、先ほどの説明では1億5,000万円と申し上げておりました。失礼いたしました。訂正させていただきたいと思いません。

○主査(植草 毅君) では、御質疑等お願いします。野島委員。

○委員(野島友介君) 一問一答でお願いいたします。

最初に、あらましの41ページの、生活困窮家庭などの子供への学習支援や生活支援について、新たに生活保護世帯の中学1年生まで対象を拡大するとありますけれども、これまで対象範囲はどのようになっていたのか、確認させてください。

○主査(植草 毅君) 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活保護世帯等生活困窮世帯の中学2、3年生を対象に、高校進学に必要な基礎学力の向上を図るための学習支援や、生活習慣や育成環境の改善に向けた生活支援を実施しております。

○主査(植草 毅君) 野島委員。

○委員(野島友介君) 中学1年生に対象を拡大することになった背景や、期待される具体的な効果について、もしこれまでの実績に基づく分析などがあればお示しいただけますでしょうか。

○主査(植草 毅君) 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

千葉市学校外教育バウチャー事業が対象としている小学5、6年生と学習・生活支援事業が対象としている中学2、3年生のはざままで、中学1年生の支援に切れ目が生じておりました。また、生活保護世帯の参加率が20%台中盤で推移するなど、参加率の向上が課題となっております。

このような背景から、支援対象を生活保護世帯の中学1年生に拡大することにより、学校外教育バウチャー事業の利用者が切れ目なく学習・生活支援事業を利用できるようになるなど、早期の段階からの学習や生活面での支援の実施が可能となるものと考えております。

○主査(植草 毅君) 野島委員。

○委員(野島友介君) 対象となる、生活困窮家庭などの、などには具体的にどのような世帯が含まれると想定されているのでしょうか。

○主査(植草 毅君) 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

対象としましては、生活困窮世帯として、児童扶養手当受給世帯及び就学援助受給世帯としているほか、生活保護受給世帯を対象としております。

○主査(植草 毅君) 野島委員。

○委員(野島友介君) 学習支援会場が増設されることについて、これらの会場はどの程度の

期間で設置される予定でしょうか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

会場での学習支援は6月から開始しまして、来年3月まで実施の予定でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 会場の選定や地域的な配置についてはどのような考え方に基づいているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

会場ごとの定員に対する申込者数の状況を踏まえまして、地域バランスにも考慮して、より多くの方が参加しやすい会場を候補として選定しており、施設管理者との協議、調整を図っております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 学習支援定員も330人から370人と拡大されていますが、平日の会場数が6会場増えるのに対して、定員の増加が40人となっています。これは1会場当たりの定員を減らして、より手厚い支援を行う、あるいは小規模な会場を増やすといった、こういう意図があるのでしょうか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

定員の40人拡大につきましては、新たに対象とする生活保護世帯の中学1年生の参加人数を見込んだものでございます。定員の拡大に合わせまして、会場も増設して、より参加しやすい環境を設けることを目的としたものでございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、中学校を卒業した子供のいる生活保護世帯に対し進路選択を支援する情報提供などを行うとありますけれども、これは高校進学、就職など、どのような進路を想定した支援になるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

進路選択支援は、生活保護を受給している高校生年代を対象にしまして、高校卒業後の大学や専門学校等への進学や就職など、本人が希望する進路を選択できるよう支援を実施しております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 中学1年生への対象拡大は、支援の空白期間を埋める非常に重要な一歩でありまして、早期からのサポート体制が整うことは心強く感じますが、一方で、既存事業の参加率が20%台にとどまっている現状を鑑みますと、経済的な理由だけではなく、物理的な距離や心理的な壁がハードルになっている、こういう可能性もやはり否定できないと思います。今後は会場の増設を進めるだけでなく、アウトリーチを通じたきめ細やかな周知、移動支援の検討、こういう一人でも多くの子が実際に制度につながるように踏み込んだ工夫を、ぜひ共に考えていきたいと思っております。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

続いて、42ページの認知症の人の社会参加の促進についてですが、この予算は、何名程度の加入を想定したものとなっているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

予算の何名程度かについてですけれども、先行自治体の実績を参考に検討いたしまして、推計し、300人を想定して予算化しております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） まず、補償を受けるために事前に何かSNSネットワークとかの登録を必須とする登録制を想定しているのか、もし登録制であれば、最も支援を必要としている未診断だったり、未登録の方々、この対応をどう考えているか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

本事業を申請する際には、どこシル伝言板、高齢者保護情報共有サービスとの同時申込みを必須としております。

なお、本市のSOSネットワークシステムについては、登録制ではなく、認知症の未診断の方を含めて、行方不明になった場合に警察への捜索願を届け出すことによって利用することが可能でございます。未診断の方につきましては、あんしんケアセンターの総合相談やもの忘れチェック事業、認知症初期集中支援チームなどによる支援など、まずは早期発見、早期診断につながるよう努めているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 対人対物の賠償上限額は、何億円程度を想定していますか。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 対人対物に限らず、認知症本人が日常生活における事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に1億円を上限に補償いたします。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 線路内立入りによる鉄道の遅延損害など高額賠償が懸念されるケースもカバーの範囲に含まれるか、確認させてください。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

線路内への立入りによる鉄道遅延損害など、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 事業内容に、社会参加や外出ができるようにするためとありますけれども、意図しない一人歩き中の事故も補償対象に含まれるという理解でいいのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

本事業は、認知症の人や家族の外出への不安を軽減し、認知症の人が安心して外出や社会参加ができる体制を整備するために事業化したものでございますので、認知症の方の一人歩きの中での事故に対しましても補償の対象となります。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） かつて最高裁の判決で家族の監督責任が問われましたけれども、施設職員とか、ガイドヘルパーが同行中に事故が起きた場合、その代理監督者という立場での責任は、この制度でもカバーされる設計ということになりますか。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

本事業の対象者は、在宅で認知症の診断を受けた高齢者及び若年性の認知症の診断を受けた者としているため、特別養護老人ホームなどの施設入所者の方は対象ではありません。また、ヘルパーなどが業務として従事しており、不注意など業務上必要な安全配慮義務に違反していた場合などは、ヘルパー事業所において対応すべきものと考えており、対象とはなりません。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 鉄道事故までカバーする補償制度の創設というのは、やはり御本人の尊厳を守って、御家族の不安を解消する画期的な取組として高く評価いたします。

ただ、今回の対象想定300人という規模は、市内の認知症高齢者の数からすると、まだ入り口にすぎないのではないかと思います。まずは、この制度を広く周知して、申請のハードルをさらに下げていくことが重要ではないかと。将来的には安心を土台として、御本人が地域から孤立することなく、自分の住み慣れた地域で住み続けられる、歩き続けられる、こういう包括的な見守りネットワークへの構築へと発展させていくことを期待しています。

次に、46ページの予防接種についてで、RSウイルスワクチンについてですけれども、妊婦への接種により、出生後の乳児を守る比較的新しい手法ですけれども、ワクチンの有効性や安全性について、やはり不安を感じる市民の方が想定されますが、母子健康手帳交付のときとか、妊婦健診の場において、どのような情報提供を行う計画か、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

厚労省によりますと、ワクチン接種による効果としては、乳児の肺炎や気管支炎に関して、5割から6割程度の発症予防と7割から8割程度の重症化予防が期待されるとされております。一方、主な副反応といたしましては、腫れや赤み、頭痛や筋肉痛なども示されておりますことから、こうしたワクチンの有効性や安全性に関する情報については、予診票に記載するとともに、市のホームページなどで周知してまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あとは、里帰り出産を予定している妊婦が市外で接種を希望した場合の償還払い等の対応について伺います。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

千葉県内と県外とで方法は異なるんですけれども、里帰り出産などの市外での接種も可能と

してありまして、千葉県内の場合であれば、定期予防接種相互乗り入れ事業というものの対象となる協力医療機関で無料で接種することができます。

また、県外での接種を御希望される場合には、事前の申請に基づき、本市から交付された予防接種実施依頼書を接種する医療機関に御提出いただくことで接種することができます。なお、接種費用につきましては、その場合、一旦全額を御負担いただいた上で、後日、償還払いの手続をしていただくこととなります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、おたふく風邪ワクチンについてですが、想定される接種率について確認させてください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

新年度のおたふく風邪任意予防接種助成の対象となる1歳児と年長児の予算上の接種率ですが、事業を実施している他市の実績等を参考にいたしまして、1歳児は83%、年長児は77%を想定しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） おたふく風邪の合併症であるムンプス難聴は、一度発症すると回復が困難なものですが、今回の助成導入によって、難聴リスクの低減はどのように見込んでいるのか、見解を伺いたいです。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

公益財団法人予防接種リサーチセンターによりますと、おたふく風邪の合併症のうち、一生の後遺症となってしまうことにより、特に注意が必要とされているムンプス難聴については0.1%の頻度で発症するとされています。また、おたふく風邪発症に対するワクチンの効果は80%とされております。接種後におたふく風邪を発症した場合でも、重症化が予防できる旨が報告されております。そのため、ムンプス難聴のリスク低減に関しても、おたふく風邪ワクチン接種は大変有用なものと認識しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、高齢者のインフルエンザ高用量ワクチンについて、従来のワクチンよりも抗体価が上がりやすいとされておりますけれども、これが追加されてはいますが、これにより高齢者の重症化予防とか、入院者数の減少効果は、どのように試算していますか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

厚労省の審議会の資料によりますと、インフルエンザの高用量ワクチンについては、現行の標準量ワクチンと比較して、4倍の抗原を含み、免疫反応を引き起こす能力や発症予防効果、入院予防効果に関して優れていると確認されております。

高用量ワクチンの定期接種対象となる75歳以上では、インフルエンザの発症リスクに関して

は24.8%低く、またインフルエンザ関連の入院や搬送リスクを12%低く抑えられると報告されております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 現場の医療機関において、従来型と今回の高用量ワクチンの使い分けとか、市民への説明がどのように行われるのか、混乱を防ぐためのガイドラインとか、そういうのは作成されるのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

高用量ワクチンについては、75歳以上が対象となりますが、ワクチンの種類については、接種を受ける方が選択していただくことになります。

周知につきましては、市民向けとして、市政だよりや市ホームページでの情報発信に加えて、公民館などの公的施設や医療機関でのポスター掲示のほか、協力医療機関に対しては、ほかの予防接種と同様に接種実施に関する詳細な説明や流れ、注意点などをまとめた手引を配付いたします。

以上です。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 今回の助成拡充は、予防医学の観点から、やはり市民の皆様の健康を守る大きな前進だと思います。特に高齢者向けの選択制ワクチンなど、効果や副反応について、現場での丁寧な説明が不可欠ですので、混乱が生じないように分かりやすい広報の徹底をお願いいたします。

また、経済的な事情によって接種を諦める方が現れないように、さらなるやはり対象の拡大とか、将来的には完全無償化に向けた国への働きかけも含めまして、健康格差のない社会づくりに向けて、主導的な役割を果たしていただくことをお願いいたします。

次に、49ページの国民健康保険料の収納対策というのが新規で出ていますけれども、本施策は国が進める全国的なネットワーク構築の一環と理解しておりますが、情報の提供範囲やタイミングについて、本市独自の判断や運営基準を設ける考えはございますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

出入国在留管理庁との情報連携につきましては、基本的に外国人に関する直近5年間分の収納情報などにつきまして、月次で連携することを想定されているところでございますが、具体的な提供範囲などにつきましては、現在国において詳細を検討中ということでございますので、具体的な内容が判明した段階で必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 一言に滞納と言いましても、一時的に忘れたものから生活困窮によるまで、様々かと思いますが、どの程度の滞納期間や金額があれば、出入国在留管理庁への情報活用対象となるのかという、そういう明確な基準があれば確認させてください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

現時点では、滞納の有無にかかわらず、外国人の収納情報を連携することが想定されておりますが、具体的な対象ですとか、提供条件につきましては、国において詳細な運用を検討しているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 単にシステム上でデータを送るだけではなくて、やはり事前に本人と接触して、分納の相談とか、減免制度の案内を徹底するプロセスというのは、どのようになっていますか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

保険料の滞納者に対しましては、督促状や催告書の送付時に支払いが困難な場合の納付相談を御案内してございますが、多言語に対応したホームページを案内する二次元コードを記載するなど、周知の工夫に努めているところでございます。また、実際に納付相談があった際には、国籍を問わず、個別事情に応じまして、徴収猶予などに応じるなどの対応を図っているというところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 加入時や更新時に保険料の未納が在留資格に影響する可能性があることを、外国人住民に対してどのような媒体、言語で周知していく計画か、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

現在、国籍別の被保険者数の状況を踏まえまして、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、シンハラ語の6か国語で、国保制度に関するパンフレットを作成いたしまして、ホームページでも周知しているところでございますが、今回の連携制度の詳細が示された段階で、周知内容についても検討してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） デジタル庁の公共サービスメッシュ等を活用することで、従来の徴収義務と比較して、どの程度の効率化を見込んでいるのか、またシステムの構築、維持に係る本市の費用負担額を確認させてください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

限られた人員体制の中で徴収対策に取り組んでいる中でございますが、外国人滞納者の滞納整理に要する事務が一定程度削減できる一方で、他の徴収対策のほうにより注力できるといった業務の効率化が期待できるものと考えております。また、日本人に比べまして低い外国人の収納率の向上にも寄与するものと考えております。

システムの構築につきましては、既存の国保システムの改修経費としまして、来年度の当初予算で債務負担行為として2,820万円を計上してございまして、財源は全額国費を予定してお

ります。また、維持管理費用につきましては、現行システムの保守の範囲内での対応ということで考えております。なお、システムの構築と実際の運用開始につきましては、令和9年度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、この間、話題になっている1年分の前納についてですけれども、千葉市として導入を検討しているのか、現時点での見解を伺いたいです。特に初期費用の負担が大きくなることによる外国人労働者や学生への影響をどのように評価しているか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

前納制度の導入につきましては、保険料を前納した後に脱退した被保険者に対する還付処理など、様々な業務上の影響が見込まれるというものがございますので、早期の導入は難しいと今現時点では考えております。なお、入国初年度は、前年所得がないものとされることから、前納の対象となります保険料は低額になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 国の方針とはいえ、滞納の有無にかかわらず、情報を共有するという点については、プライバシー保護とか、人権の観点から、やはり市民に過度な不安を与えない慎重な配慮が求められるかと思えます。この運用が原因で適切な医療から遠ざかるような事態は、やはり公衆衛生上のリスクにもつながりません。

運用に当たっては、やはり多言語でのきめ細やかな相談とか、減免制度の案内、これを先行させて、誰もが安心して医療にかかれるという自治体本来の役割、これを堅実するため、明確な運用基準を市としてしっかり確立していただきたいと思えます。

次に、54ページの高齢障害部、介護人材の確保についてですが、昨年度より約2億3,600万円増額されていますが、この増額によって、市内の介護職員数を具体的に何人上積みすることを目指しているのか、算出根拠を確認させてください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

令和8年度の予算の増額でございますが、7年度に執行予定であった大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業費の繰越明許によるもので、その他の支援事業の拡充に充てるものではございません。

また、介護職員数の具体的な目標値は設定しておりませんが、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となります2040年には、本市において4,200人の人材不足が見込まれており、その解消へ向けて、引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ハローワークと連携した合同就職説明会が継続されていますが、昨年度のイベント経由での採用決定数と定着率をどう把握して、今年度の予算にどう反映させてい

るのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

就職説明会開催後に参加事業所にアンケート調査を行った結果、来場者72人に対して、現地見学者が42人、面接者が13人、採用者は6人となっております。また、定着率については把握しておりませんが、今後必要に応じて調査してまいりたいと考えております。

次に、予算の反映状況でございますが、令和8年度においても、これまでと同様の規模で就職説明会が開催できるよう要望を行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、生産性向上の研修というのを盛り込まれていますが、これが単なる書類の簡素化にとどまらず、現場の職員が直接ケアに充てる時間が増えた実感できるような評価指標を市として持っているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

現時点で独自の評価指標は設けておりませんが、D X研修後のアンケートでは、参加者の92.3%が本研修の内容は今後の業務に生かせると回答しております。この結果から、職員の業務改善につながる効果が期待できており、今後介護現場においてもD Xの活用が進み、生産性向上が図られることが期待できるものと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、入職後3年以上の中堅職員を対象としたキャリアアップ研修がありますけれども、現場では研修を受ける時間さえないとか、責任だけがが増えて給与が見合わないという声がやはり根強いです。研修以外にやはり市独自の中堅研修向けの処遇改善を検討する余地はありませんでしょうか。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

介護職員の処遇改善でございますが、抜本的な改善が必要であることから、一義的には国の責任において対応すべきものと考えておまして、市としては検討しておりません。第10期介護保険事業計画に向けて、中堅職員を対象とした、より効果的な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、カスタマーハラスメント研修等が実施されますけれども、実際に被害に遭った職員への直接的なカウンセリング支援とか、悪質な利用者、家族に対する市としての介入、指導体制についてどうお考えか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

本市としましては、直接的なカウンセリング支援や利用者、家族への介入指導は行っておりませんが、必要に応じて、千葉県によります介護事業者向けカスタマーハラスメントの相談窓

口を案内してございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、外国人向けの日本語教室が継続されていますけれども、彼らが地域社会でやはり孤立せずに長期的に千葉市で働き続けるための住まいの確保とか、家族の帯同支援、こういう生活全般に踏み込んだ支援の必要性をどう認識しているか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

外国人人材確保・定着に当たっては、生活全般への支援は重要であると認識しております。第10期の介護保険事業計画策定へ向けて、関係団体への聴取を行うなど、より効果的な支援策を研究してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ICT活用による負担軽減は歓迎すべきことですが、人材確保の根本である働き続けられる環境については、もう一步踏み込んだ市独自の支援策を期待したいところでございます。現場の職員がやはり誇りを持って働けるように、市が事業所のよきパートナーとして伴走して、処遇改善とか、ハラスメント対策にも踏み込んだ支援を継続することを求めています。

あと、次に59ページ、特別養護老人ホームの整備費助成についてですが、第9期の介護保険事業計画における必要入所定員数の推計値に対しまして、今回の200床増で待機者をどの程度吸収できる見込みか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

第9期の介護保険事業計画では、令和8年度のサービス利用者数の推計値として4,154人を見込んでいるところですが、来年度選定する旧高洲第二中学校跡地に整備する予定の200床程度の特別養護老人ホームについては、令和11年度中の開設を予定しており、推計した令和8年度のサービス利用者数を吸収することはできません。

なお、待機者は昨年4月1日現在で1,387人おりますので、200床全てが本市の被保険者に充てられれば、ほぼ200人分の待機者を削減する効果があるものと見ております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、新設予定の志歩苑やみのりの郷等において、施設工事の入札が不調に終わるなどの遅延リスクに対して、市としてどのような相談支援を行っているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

公募の際に整備希望事業者から提出される資金計画に基づき、千葉市社会福祉審議会社会福祉法人・施設専門分科会で選定審査を行い、整備事業者を選定しているため、選定後に補助単価を引き上げるということは考えておりませんが、利用者の処遇に影響がない範囲での設備等

の変更や、正当な理由による工期の延長に関する相談には応じております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 新たに200床を稼働させるといって、少なくとも100名規模の介護職員、看護師が必要になってくるかと思いますが、既存の施設からの引き抜きにならないように、市として新規採用に向けた広域的な支援策をどう講じているのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

特定の整備事業者に向けた介護人材確保策を講じる予定はございません。他の市内事業者も活用可能な人材確保策を引き続き講じてまいります。

なお、整備事業者を選定する際には、公募の際に整備希望事業者から提出される従業者の確保策について、実効性が担保されたものであるか、既存施設からの引き抜きとならないかを適切に評価するようにしてまいりたいと考えております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 特養の待機者解消については、やはり令和11年度の開設を待つだけではなくて、既存施設の空きベッドの有効活用だったりとか、小規模多機能型の居宅介護の強化など、待たなしの現状に即した重層的な対策をお願いしたいと思います。

次に、60ページで医療的ケア者等施設通所加算が新たに新規で出ていますが、国の報酬がある中で、6,300万円の市費を投入して上乗せを行うのは、やはり現行制度では事業運営が困難であるという現状認識に基づいたものなのか、市が把握している現場の赤字状況とか、収支の具体的なギャップについて確認させてください。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

本市で決算状況を把握している生活介護利用者の全員が医療的ケア者等である社会福祉法人2事業所について申し上げますと、令和4年度から令和6年度まで年間300万円から1,200万円程度の赤字となっております。

なお、令和3年度の報酬改定におきまして、18歳未満の障害児通所支援において、医療の必要度合いに応じた基本報酬が設定された一方で、18歳以上の生活介護においては、同様の基本報酬が設定されず、18歳未満と以上では基本報酬に日額で約5,000円から2万円程度の差が生じておりまして、18歳以上の医療的ケア者等を受け入れる事業所が増加しない要因の一つとなっていると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 10分前です。野島委員。

○委員（野島友介君） 6,290万円という予算額は、具体的に何か所の事業所が何人の対象者を受け入れることを想定して算出されたものか、1人当たり、あるいは1日当たりの上乗せ額の目安を伺います。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課です。

予算の算出根拠ですが、現在、医療的ケア者等を受け入れている民間の17事業所を対象に97人の対象者を想定しております。1日当たりの上乗せ額ですが、1人当たり1日最大3,000円

で、内訳は基本として2,000円、これに加えて送迎、入浴を実施すれば、それぞれ500円ずつで、合計3,000円となります。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 資料には事業への参入を促進するとありますが、この加算を新設することで、年度内に新たに医療的ケア者の受入れを開始する見込みの事業所数は、市としてどの程度を目標としているのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 新規参入の事業所数を想定することは困難ですが、現在受け入れている事業所へのアンケートでは、2事業所が新規増設を検討できると回答しておりまして、既存事業所での受入れ増を含めて32人の増を見込んでおります。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 上乗せによって、事業所の収入が増えても、肝腎の看護師が確保できなければ受入れは進まないと思います。この加算金は、看護師の人件費に充てることを前提としているのか、あるいは設備投資などを含めた運営費として柔軟に使えるものなのか、用途の制限について確認させてください。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

用途の制限については設けておりません。本事業の予算化に当たりまして、医療的ケア者等を受け入れている事業所からは、医療的ケア者の支援には医療職の配置が必要でありまして、また入浴や送迎などの支援においても、より多くの人員配置が必要との御意見をいただいていることから、おおむね人件費に充てられるものと想定しております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、医療的ケア者等の、等にはどのような状態の方が含まれているのか、例えば、重症心身障害ではないが、頻繁な吸引や導尿が必要な動ける医療的ケア者の受入れも、今回の加算によって促進される見込みでしょうか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

等につきましては、重症心身障害者を想定しております。医療的ケアが必要なくても、重度の知的・身体障害があれば、入浴、排せつなどの身体的ケアに相当の支援が必要であると考えております。

本加算につきましては、生活介護事業所を対象としておりますが、生活介護には常時介護が必要となる重度のデイサービスという位置づけから、利用者は一定の重度者に限られております。このことから、生活介護を利用する常時介護が必要な動ける医療的ケア者も加算の対象と考えております。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 医療的ケア者の受入れをやはり促進する一方で、現場での事故のリスクも高まります。市は、この加算を出すに当たって、事業所に対してどのような安全管理基準とか、事故報告の体制を求めていく予定か、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

生活介護でのたんの吸引などの医療行為については、看護職員を配置した上で、医療との連携の下で行われることが必要となりますので、安全な衛生管理体制を確保するよう事業所に対して指導してまいります。

また、サービス提供中の事故につきましては、誤薬や医療機関を受診した場合など、速やかに報告するよう事業者に対して毎年度周知しておりまして、今後も遺漏のないように徹底してまいります。

○主査（植草 毅君） 5分前です。野島委員。

○委員（野島友介君） 予算は報酬の上乗せに特化していますが、介護職が看護師の指示の下で一部のケアを行うための特定行為研修の受講支援など、ソフト面での支援とセットでなければ、現場の負担感は解消されないのではないかと考えますが、その点の実効性について伺います。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

特定行為に係る喀たん吸引等研修につきましては、平成26年度から研修を受講した事業所に対する補助事業を実施しておりまして、毎年平均12件程度の実績がございます。当該補助事業につきましては、毎年度全ての事業者に対して周知しておりますが、医療的ケア者等の受入れが進むよう加算の周知と併せて行ってまいります。

○主査（植草 毅君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 医療的ケアが必要な方の受入れにおける現場の赤字実態を受け止めまして、上乗せ加算を決定した市の判断は、当事者や御家族にとって大きな希望となると思います。この支援が着実に現場へ届いて、看護師の増員とか、受入れ体制の充実に結びつくことが地域福祉の質を左右するのではないかと思います。

今後は加算による波及効果をしっかりとモニタリングして、これまで利用を諦めていた方々が一人でも多く地域で安心して過ごせるように、施設の受入れ枠の拡大に向けたさらなる後押しを期待しておきます。

以上で質問を終わります。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） 一括でお願いいたします。

あらましの46ページの、救急医療確保対策、消防局の救急出動件数が年間7万件に迫る勢いとのことですが、出動件数が増加する中で、現場に救急車が到着しても受入れ病院がなかなか決まらない、いわゆる搬送先選定に時間を要する事案が課題となっており、緊急態勢は出動態勢だけではなく、その先の受入れ態勢まで確保されてこそ機能するものであり、この点の強化が極めて重要だと思うのですが、休日や夜間に一次医療機関では対応できない重症患者を受け入れる二次救急医療機関について、これまでどのような確保策を講じてきたのか、また現在、具体的にどの程度の医療機関数、あるいは受入れ枠を確保できているのか、実態を教えてください。

あわせて、一次医療機関の態勢確保についてもどのような支援や取組を行ってきたのか、さらに救急車が来ても受入れ病院が決まらないという課題に対し、現在講じている対策は実際ど

の程度の効果が出ているのか、搬送困難事案の減少につながっているのか、お聞かせください。

最後に、来年度に向けて、一次・二次医療機関の確保及び受入れ態勢の強化について、どのような新たな取組や拡充策を予定しているのかを教えてください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課です。

まず、休日、夜間に一次救急医療機関で対応できない患者の搬送先の確保策についてですが、休日救急診療所及び夜間応急診療のバックアップとして、二次救急医療機関の当番体制を整備しております。また、積極的に救急患者の受入れを促す取組として、当番病院以外での病院で夜間帯に内科の救急搬送を受け入れた場合の実績に応じたインセンティブ制度を行っております。

次に、医療機関数と受入れ枠についてですが、患者数の多い内科について申し上げますと、休日救急診療所のバックアップ機能を担う医療機関が18、夜間応急診療においては16あり、1日につき2つの医療機関が輪番で合計2床を確保しております。

また、内科医以外では、休日が小児科、外科、整形外科等においても当番医療機関を確保しているほか、夜間の小児科においては同じ施設内の海浜病院にバックアップをお願いしているところ です。

次に、一次救急医療機関の体制確保の支援についての支援や取組についてですが、夜間応急診療や休日救急診療所での夜間・休日診療においては、これまで千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会をはじめとする関係者の御協力の下、体制を確保してきたところです。

特に年末年始においては、多くの医療機関が休診し、休日救急診療所を受診する患者が増えることから、年末年始期間中に内科の初期診療を行う市内の民間医療機関を確保することで、休日救急診療所の混雑緩和の対策を取っております。

次に、現在の救急搬送困難事案の減少に係る取組と効果についてですが、救急搬送困難事案の件数は、感染症の流行など、様々な要因に影響を受けるため、比較が困難ではありますが、当番病院以外での病院での患者の受入れ実績に応じたインセンティブ制度の導入により、待機病床数以上の救急患者受入れの促進に一定程度寄与しているものと考えております。

次に、来年度に向けた一次・二次救急医療機関の確保についてですが、一次救急医療機関については、コロナ前と比較して、患者数は少ない状況が続いておりますが、急病の市民が休日や夜間に安心して医療を受けられるよう、休日救急診療所及び夜間応急診療の体制を継続してまいります。

また、新たな取組といたしましては、今年度実施した市内の輪番医療機関へのアンケート調査結果を踏まえ、二次救急医療機関の確保に向けた救急患者受入れに係るインセンティブ制度の見直しを含めた改善策について、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 前田委員。

○委員（前田健一郎君） 先日、うちの子供も救急搬送していただいたのですが、家の前で1時間ほど止まって、搬送先が決まらないという状況があったんですけども、もちろん病院、救急隊の方は一生懸命やっただけいるのもすごく分かるんですけども、その中でも朝の6時から9時ぐらいまでが一番つながりにくいという状況で、家族の心配もありますので、

時間帯、また救急車が来ても搬送先が決まらないということがないように改めてお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○主査（植草 毅君） ほかに。石川委員。

○委員（石川美香君） 御説明ありがとうございました。まず、42ページの認知症の人の社会参加の促進ですけれども、こちらは公明党市議団としても何度も訴えさせていただいて、今回保険適用ということで大変にうれしく思っております。こちらですけれども、先ほど野島委員が大体質問されていましたが、想定人数が300人ということですのでけれども、保険料の単価は幾らになるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

単価につきましては、やはり他市の状況を踏まえまして、今のところ1人当たり2,000円前後という形で想定しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） こちらの制度は、とても重要だと思うんですけれども、制度を必要とする方に確実にこちらの内容が届くようにどのような周知をしていきますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

やはり制度の周知というのは大変重要だと考えておりますので、まずは周知用のチラシをこちらのほうで作らせていただいて、あんしんケアセンターを含めた関係機関にお配りするとともに、市政だより等で広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） チラシも作っていただけるといことですので、またしっかりと周知していただければと思います。

続きまして、あらかし42ページのフッ化物洗口導入の支援についてですけれども、こちら私の方で一般質問させていただきまして、拡充していただけるということで大変うれしく思っております。保育所、幼稚園に対して施設を拡充するということですのでけれども、対象施設はどこになりますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康推進課歯科保健推進担当課長。

○健康推進課歯科保健推進担当課長 健康推進課歯科保健推進担当です。

フッ化物洗口を希望する施設は、4月に募集する予定です。4歳から14歳まで継続して効果的に虫歯予防ができるように、既に実施しております小学校7校付近の保育施設や、3歳児歯科健診で虫歯の子供が多いエリアを優先するなどにより、対象施設を選定する予定です。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 小学校7校で実施しているということですのでけれども、こちらは各区、市内6区それぞれに配置されているのでしょうか、全区での実施を視野にしっかりと入れてい

ますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康推進課歯科保健推進担当課長。

○健康推進課歯科保健推進担当課長 健康推進課歯科保健推進担当です。

既に実施している小学校7校なんですけれども、小学校の施設に関しては教育委員会の保健体育課が所管になりますけれども、今実施している小学校7校については、残念ながら各区というわけではございませんで、稲毛区と美浜区では実施されていない状況になっております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 分かりました。稲毛区と美浜区が実施していないということですので、健康格差が出ないようにしっかりと全区で拡充していただければと思います。また、フッ化物洗口は虫歯にならない実績が大変ありますので、さらなる拡充を希望いたします。

続きまして、あらかし43ページの小児慢性特定疾病児童等自立支援ですけれども、小児がんなどの子供や家族への相互交流支援ですとか、介護者支援を行うということですが、具体的にどのようなことを行うのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

情報交換や仲間づくり、介護者の負担軽減を図るため、交流会やレクリエーション、体験活動などの参加者同士の交流を促進するイベントを予定しております。小児慢性特定疾病児童本人のみならず、保護者や兄弟児を含む家族全員への支援に取り組んでまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 私の友人でもお子さんが小児がんとなりまして、病院に寝泊まりすることがあって、兄弟の妹さんが寂しい思いをしているという話も伺いました。今回、こちらの本人だけではなく、兄弟への支援は本当に大事だと思いますので、楽しいイベント企画をこれからもよろしく願います。

続きまして、46ページの予防接種について伺います。

新規事業である妊婦向けRSウイルスワクチンは、どのように対象者に周知されるのか。

また、こちらのワクチンは、妊婦がワクチンを接種することで胎盤を通して赤ちゃんにも抗体が移行すると認識しておりますが、接種時期は妊娠何か月のときに接種するのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

まず、RSウイルスワクチンは、定期接種の対象となる時期は妊娠27週から36週となります。

次に、対象者に対しては、市政だより、市ホームページに加えて、医療機関や市施設でのポスター掲示、母子手帳交付時にチラシを配布するほか、妊娠後期面接等の機会を通じた周知を行ってまいりたいと考えております。

また、接種対象期間が約2か月と短期間となることから、新年度当初に対象期間を迎える方に対しては、妊婦健診時に勧奨していただくよう産科、婦人科に御協力をお願いしているところです。

以上です。

## 暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） RSウイルスは重症化になるととても大変だと聞いておりますので、今、期間が2か月ということで、短い期間ですので、しっかりと周知していただければと思います。

続きまして、同じ予防接種で、带状疱疹ワクチンについて伺いたいと思います。

带状疱疹ワクチン接種の定期予防接種と任意予防接種の違い、また金額の違いについても教えてください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課です。

带状疱疹ワクチンに係る定期予防接種と任意予防接種との相違点についてですが、まず定期接種についての対象者は、原則、年度中に65歳になる方に加えて、経過措置として、令和11年度までの5年間は5歳刻みの70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、そして今年度限り、100歳以上となります。それに対して、今回の任意接種助成の対象者は、定期接種の該当者等を除いた50歳以上の方となります。

次に、金額についてですが、带状疱疹の予防接種には、定期、任意を問わず、1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンの2種類がありますが、定期接種の自己負担額は、生ワクチンが4,000円、不活化ワクチンが1回につき1万円となります。

それに対して、任意接種は、医療機関によって接種費用が異なるため、当該助成事業を利用した場合の自己負担額は、生ワクチンについては、接種費用から2,000円を差し引いた額、不活化ワクチンについては、接種1回につき5,000円を差し引いた額となります。

なお、一般的な接種費用につきましては、生ワクチンで約8,000円から1万円程度、不活化ワクチンでは1回につき約2万円から2万円程度（後に「約2万円から2万5,000円程度」と訂正）であると認識しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） なかなかこちらも表とかにしないと難しいかと思っておりますので、しっかり周知をお願いして……。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 すみません、訂正します。最後に一般的な接種費用について、不活化ワクチン1回につき約2万円から2万円と言ってしまいました。約2万円から2万5,000円程度と認識しております。すみませんでした。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） なかなか任意接種と定期接種が皆さん分かりづらいかと思うので、しっかり周知していただきたいと思います。

以前に带状疱疹予防接種を自費で受けた方は、こちらの対象外と聞いているんですけども、自費で受けたかどうかというのは、自己申告によって判断するものでしょうか。

○主査（植草 毅君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 予診票の時点で聞きますので、そういった方は対象外と

なりますと明記していて、自己申告ということになります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） こちらの带状疱疹ワクチンは、何か個別通知が来ないと聞いていますので、またしっかりとこの年に受けた方が漏れないようにというのと、また定期接種以外でもしっかりと任意でもできるということもお知らせをしっかりとさせていただければと思います。

続きまして、49ページの保険料収納対策で、先ほど野島委員も言われていましたけれども、こちらの外国人の保険料の収納率は何%か、また日本人の収納率は何%か、今後マイナンバー連携によって何%まで収納率を上げていく目標か、教えてください。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

収納率の比較でございます。令和6年度で申し上げますと、現年分で申し上げますと、日本人が94.2%、一方、外国人が76.8%となっております。こちらの連携の開始に伴いまして、仮に滞納が日本人と同様に解消された、同様になると見込まれた場合には、収納率自体も日本人と同じぐらいの数字まで最大効果としては上がる可能性があると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） やはり外国人の方のほうが76.8%ということで、日本人の方よりも少なくなっておりますので、またこの連携によって、収納率が上がることを希望いたします。

続きまして、あらましの51ページの新たな斎場の整備について伺いたいと思います。

令和15年に千葉市衛生センターを候補地として整備するということですが、今後の具体的なスケジュールと規模についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 斎園整備室長。

○斎園整備室長 生活衛生課斎園整備室です。

新たな斎場につきましては、千葉市衛生センターの遊休スペースを整備予定地としまして、新年度は近隣地域に説明を行った上で、整備基本計画の策定作業に着手し、その中で施設の規模や火葬炉基数をはじめとしたスペックなどの検討を行う予定のため、現時点においては、規模は未定となっております。

また、現時点におけるスケジュールといたしましては、令和9年度の都市計画決定、その後の既存施設の解体、基本設計、実施設計や建築工事などを経て、令和14年度には新たな斎場の供用を開始したいと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 火葬待機の長期化は、市民にとって切実な問題ですので、適正な規模の整備を要望したいと思います。

続きまして、59ページの特別養護老人ホーム整備費助成について伺いたいと思います。

第9期介護保険事業計画の整備目標量で特養老人ホームの待機は解消されるものでしょうか。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

市全体の待機者数は昨年4月1日現在で1,387人となっておりますので、第9期介護保険事業計画の整備目標量580床を達成したとしても、全ての待機者が解消されるわけではないという状況になっております。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 全ての待機者が解消されるわけではないという御答弁でしたけれども、今後の計画はどのようになっていますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

本市の高齢者人口が今後もしばらく増加する見込みであることから、令和9年度からの3年間の計画である第10期介護保険事業計画の期間においても、整備を進めていく必要があると考えております。

また、その整備に当たっては、地域の偏在、介護人材の確保状況、有料老人ホームなどの状況を勘案するとともに、待機者の入所の緊急度の状況、高齢者人口の推移などを踏まえて、必要な量を検討してまいります。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 先ほど野島委員からも介護職員の確保のことも話されていましたが、ハード整備も大切だと思いますが、ソフト面も大切だと思います。単なる人数確保だけでなく、質の高い介護ができる人材育成にも力を入れていただきたいと思います。

続きまして、あらましの60ページの農福連携の推進について伺いたいと思います。

現在、農福連携の取組を行っている施設数はどれくらいでしょうか。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

千葉県障害者就労事業振興センターが今年度マッチングを行いまして、施設外就労として農業に取り組んでいる施設等は2施設3件となります。なお、ほかにもこのセンターが関わらず、連携の取組により農作業を行っている事業所も複数あることは確認しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） こちらは希望する業者全てに補助金を交付される予定でしょうか。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

市内に所在する施設であれば、1施設10人までとなりますけれども、予算の範囲内で希望する全ての施設に交付する予定でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 農福連携ということで、また農業に関われる障害者の方が増えることを希望いたします。障害者施設の奨励金も大切だと思うんですけども、働く方がやりがいを持って安定的に就労を継続できる環境整備ですとか、工賃向上につながる取組もお願いしていきたいと思います。

続きまして、あらまし60ページの発達障害支援の推進ですけれども、家族や支援事業者への

研修はどのようなものを行うのか、開催頻度はどれくらいでしょうか。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

強度行動障害のある方の支援について、実績のある障害者福祉施設等の従業者とその保護者等の当事者をまず講師として招きまして、強度行動障害のある方の特性ですとか、求められる支援を学ぶとともに、障害福祉施設等の従業者や親などの参加者の方への、あと行政職員によるグループワークを通じまして、強度行動障害の理解を深める研修を年2回開催する予定でございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 強度行動障害のある方たちが横のつながりがあって、またいろいろな相談をできて、研修もできるということで、こちらはとても大事な取組だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

あらましの62ページの自殺対策について伺いたいと思います。過去3年間の自殺者数の推移を教えてください。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

警察庁の発表した自殺統計によりますと、本市の自殺者数は、令和5年は141人、令和6年は152人、令和7年は暫定値となりますが、154人となっております。なお、全国の自殺者数は、令和5年は2万1,837人、令和6年は2万320人、令和7年は1万9,097人となっております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 全国の自殺者数は年々減っているようではすけれども、本市に関しましては年々数字が増えているようです。本市に関しまして、こちらの年齢層や性別はどのような傾向がありますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

自殺者数のよく言われている若者と女性の自殺が多いというところではすけれども、千葉市におきましての近々の数字で申し上げますと、先ほど申し上げました令和5年の141人のうち、女性の方が43人で3割を占めております。翌令和6年の152人中、55人で、こちらも36%を占めてございます。令和7年におきましては、女性の方は154人中44人と割合のほうは下がってございます。

また、若者のほうではすけれども、数字だけで申しますと、令和5年は19歳以下の方が8人です。また、令和6年は15人、令和7年は6人です。

なので、母数は150人前後と少ない千葉市かもしれませんが、女性の方と若い方については、令和7年については若干数字は減ってございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 比較的男性と高齢の方が多いようですが、そういった千葉市特有の自

殺者の傾向はどういった理由がありますでしょうか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

自殺のほうは、細かい理由というか、分析するに当たっては、それぞれの自殺者のデータというものが警察庁からもらえるわけではありませんので、うまく分析はできていないんですけども、ただ全国では、今回令和7年は初めて2万人を切っていますので、全国のほうの国の分析によると、中高年の方の自殺が減っていると。これは経済状況と連動するようですので、令和7年においては6年よりも経済状況がよかったのかと言われてございます。千葉市にそれを置き換えますと、先ほど申し上げたように、ちゃんとした分析はできておりませんが実情でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） あと、予算が1,400万円ほど去年より減額されていますけれども、そういう理由はなぜでしょうか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

こちらは自殺対策のうちの夜間、休日の心のケア相談の委託料の減額が主な理由となっております。令和6年度以降の決算実績、委託契約ですので、契約の実績を踏まえ、予算を減額したものでありまして、特に相談体制とか、サービスの質は維持してございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 石川委員。

○委員（石川美香君） 全国的には自殺者数が減っているということですが、本市においてはまた自殺者数が少し増えているようですので、若い人は比較的少ないようですけれども、携帯を持っていないお子さんでもGIGAタブは持っておりますので、そこから気軽に相談できるような支援もしていただければと思います。また、しっかりと今後自殺者数が減るように対策も、年配の男性の方に対する対策もしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○主査（植草 毅君） ほかに。小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 一問一答でお願いいたします。

最初に、42ページの認知症の人の社会参加の推進についてお願いします。

さきにほかの委員の方が質問されたので、内容は分かったのですが、この保険はいわゆる損害保険という立ち位置の保険だと思うんですけども、損害保険というのは、通常自己責任で、例えば、自転車とか、火災保険とか、個人が負担して保険に加入するものであるという前提なんですけれども、認知症に対してはどのようにして行政が負担するというお考えになったのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

令和6年1月に施行されました、共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、基本的施策としまして、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進などが規定されておま

す。

本市の認知症施策推進計画においても、認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援を主要な施策の一つとして掲げ、本事業を取組方針に位置づけております。これらに基づきまして、認知症の人や家族の外出への不安を軽減し、認知症の人が安心して外出や社会参加できる環境を整備するため、本事業に要する経費を令和8年度当初予算案に盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 状況は分かりました。さきの質問でも、中身としては非常に御家族の方が困られている内容が担保されているかという点では、非常に評価するところでありますので、理解いたしました。

次に、43ページの受動喫煙防止の推進について伺います。

受動喫煙対策推進員は6名ということですが、主な巡回ルートや指導実績について伺います。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

今年度は受動喫煙の被害の通報が多い地域にある事業所や、昨年度実施した市民アンケートで受動喫煙の被害に遭った方の割合が総体的に高い飲食店を中心に巡回訪問を実施しております。実績でございますが、今年度は令和7年12月末時点で延べ5,521件の巡回訪問を行い、延べ869件の指導を行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） では、特に苦情の多いエリアに対して、新年度はどのような重点的な指導を行う予算配分等になっているのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

苦情の多いエリアに対しては、エリア内や近隣の事業所を巡回して、受動喫煙対策に関する周知啓発に努めるとともに、人通りの多い駅前などの街頭啓発を実施する予定としております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 被害者情報の通報受付や対応の状況を伺います状況に関して、巡回ルートや改善策検討にフィードバックされるなどして生かせる環境となっておりますか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

通報いただいた情報に基づき調査の上、必要に応じて訪問して指導を行うなど改善に努めております。初回の訪問で違反が解消されない場合は、法令違反が解消されるまで繰り返し訪問を行っております。また、通報いただいた情報は、巡回訪問や街頭啓発場所の選定などにも活用しております。なお、路上喫煙は環境局、公園での喫煙は都市局の各所管に情報提供するなど、関係部署と連携して対応しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 関係部署とも連携して、対策を取られているということが分かりました。

なお、受動喫煙対策、禁煙の支援、ともにリーフレットの作成で周知に取り組んでおられますが、今の時代、紙媒体の妥当性とか、費用対効果ということに対しては非常に疑問を思うところですが、その考えについて伺います。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

受動喫煙対策につきましては、令和元年から市民向けリーフレットを作成し、町内自治会に配布するなど、制度の周知啓発に努めてまいりました。昨年度の市民アンケートでは、例えば、屋内に喫煙室等を設ける場合、標識を掲示する義務があるということを知っている人の割合は40%程度でしたが、病院や学校等が原則敷地内禁煙であることを知っている人の割合は80%を超えるなど、市民向けリーフレットの自治会配布を含めた周知啓発活動には一定の効果があったと考えております。

来年度以降は、網羅的な情報発信をやめ、認知してほしい内容及び啓発のターゲットを明確にするとともに、ターゲットごとに媒体を変えるなど、より効果的な周知ができるよう努めていく予定でございます。

また、禁煙支援の周知についても、肺がん検診を受診した喫煙者への周知や妊娠届出時のアンケート及び乳幼児健診時の問診票で、本人または同居の家族が喫煙している場合、その場で喫煙の必要性（後に「禁煙の必要性」と訂正）の説明に併せ、リーフレットを配布するなど、効果的な活用に取り組んでおりますが、今後受動喫煙対策の周知、啓発活動とともに、より効果的な周知について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） リーフレットには一定程度の効果があったとお考えであるということも分かりました。

私も今までの答弁を聞きますと、様々な周知方法に関しては、チラシということがあるようですし、その方法しかないのかということはあるんですけども、一方で、若い人はチラシも見なくなっているという傾向がありますし、また、例えば、公民館とか、公共の施設、様々行くと、大量のチラシが置いてあって、どのようなチラシが置いてあるのか、見るのが大変という状況になっていて、これでは見ても情報が頭に入らないのではないかとということも危惧しているところです。

また、今、環境問題も取り組まなければならないという状況の中で、大量な紙媒体ということを作り出すということがどうなのかということも思いますので、難しい取組であるということとは理解いたしますが、何かしら効率的な周知方法に努めていただきますようお願いいたします。

次に、禁煙の外来治療費助成の過去の申請件数の推移と事業の効果についてのお考えを伺います。

○主査（植草 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長 健康推進課です。

申請件数でございますが、令和4年度が32件、令和5年度が84件、令和6年度が73件となっております。また、助成を受けた方に治療後の禁煙状況を確認したところ、8割以上の方が禁煙を継続しているため、本事業が市民の健康増進に寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 本事業が禁煙に貢献しているということは非常にうれしいことだと思います。評価いたします。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 申し訳ございません。受動喫煙対策室でございます。

先ほど答弁のほうで禁煙の支援につきまして、本人または同居の家族が喫煙している場合、その場で禁煙の必要性を周知するというところで答弁する予定だったんですけれども、喫煙の必要性を説明するという、そういった間違った答弁をしてしまいました。申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 御丁寧にありがとうございます。

次に、あらましにはないんですけれども、成年後見の市長申立てについて伺います。

今、高齢化と貧困者の増加、また障害者の増加も著しい中で、成年後見に関しては市長申立ての増加に伴う予算増加があるのではないかと懸念しております。過去3年の市長申立て件数の推移を伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

市長申立てにつきまして、高齢者においては、令和4年度42件、令和5年度が51件、令和6年度が46件です。また、障害者におきましては、令和4年度が6件、令和5年度が13件、令和6年度が11件でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 毎年の市長申立ての件数は横ばいのようなのですが、市の後見報酬負担額は申立て件数の蓄積になりますので、結果として、報酬額が増加傾向であると思いますが、過去3年の後見報酬推移も伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

高齢者、障害者、いずれにおいても、平成27年度から市長申立てに加え、親族申立てを助成対象とする拡充を図っており、件数及び助成額につきましては、高齢者においては、令和4年度が176件で3,483万5,000円、令和5年度が200件で4,099万9,000円、令和6年度が189件で3,848万3,000円でございます。また、障害者におきましても、令和4年度は81件で1,809万1,000円、令和5年度が89件で1,992万4,000円、令和6年度が125件で2,825万4,000円でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 高齢者と障害者を足して、令和6年度は7,000万円ぐらいという額というのは非常に大きな額だということをつくづく思うところですが、ただこれは国が4分の3を負担するというものなので、これが全部一般財源から出ていくとは思っていないんですけども、とはいえ、4分の1はやはり一般財源で負担するということとなりますので、非常に見過ごせない状況であります。今後も高齢化、単身世帯の増加となる中で、本市の対策についての御見解を伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 高齢者に係る成年後見制度利用の報酬助成につきましては、介護保険事業の地域支援事業に位置づけられており、市の一般財源の負担割合は19.25%でございます。認知症高齢者の増などに伴いまして、今後も成年後見制度の利用の増加が見込まれることから、必要な経費の確保に努めるとともに、国においては成年後見制度全般に係る見直しが今議論されているところから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 市長申立ての特徴は、やはり貧困の方なので、というか、市が負担するので、高額というか、一般的ではないというか、そういう報酬額になりますので、いわゆる士業の方がなかなか受けていただけない案件になるというものでございます。そういったこととか、やはりその方、本人に寄り添うという視点から、今後市民後見人を増やしていくことは非常に大事だと思いますので、市としても取組を重視していただきたいことをお願いします。

それと、市長申立ては、先ほど伺ったとおり、国がある程度の負担をするとはいえ、申立てに関して職員の事務的作業の負担はこの限りではないと考えています。よって、市の負担増加が課題ではありますが、その対策や予算確保についてのお考えを伺います。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 高齢者、障害者、いずれにおきましても、件数の増による事務負担は増大しておりますが、今年度より事務処理を申請ごとの個別処理から一定程度の件数を取りまとめてからの一括処理に変更するなどの効率化を図り、可能な限りの事務軽減に努めております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） こういった作業は非常に職員の方の精神的な負担も大きいと思いますので、ぜひケアをお願いいたします。

次に、生涯現役応援センターの運営について伺います。

まず、昨年度の相談件数、実際にマッチングが成立した人数を伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

生涯現役応援センターでは、相談の結果、企業の面接を受けたですとか、講習の申込みを行ったなどの行動変容に至ったケースをマッチングと捉えております。令和6年度は、相談者

712人に対しまして、マッチング数は364、マッチング率は51.1%となっております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） マッチング率が51.1%、非常に素晴らしいと思いますが、実際に就労やボランティアにつながった割合をもし集計されていたら伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

行動変容に至った以降、就労されたのかなどの結果につきましては集計しておりません。

なお、生涯現役応援センターが主催するセミナーの中で、シニアの介護助手相談会ですとか、シニアのための就労相談会、またボランティア団体との相談会といったマッチングイベントを実施しておりまして、就労相談会におきましては参加者の約12%が就職を決定、ボランティア相談会では参加者の約22%がそれぞれの団体に加入しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） すばらしい成果だと思います。

それと、出張相談もされていると聞いておりますが、こういったところに出張されておられますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

令和6年度は、中央区ではアリオ蘇我、若葉区ではイコラス千城台、緑区ではイオンスタイル鎌取店、美浜区ではイオンマリンプシア店など、4区で合計100回実施いたしました。これまで花見川区で開催できておりませんでしたけれども、今年度は花見川区役所内で、繁忙期を除きまして、月1回程度実施しております。また、実施会場により参加者の多寡はございますので、これまでの実績を踏まえまして、次年度の会場や回数を調整しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 今年度は花見川区にまで広げていただいて、様々な相談窓口を広げていただいているということに関しては、感謝いたします。

そして、先ほど伺ったマッチングに関しては約50%のマッチングということなのですが、そのマッチングのフォローはどのようにされておられますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

相談者から再度の御相談をいただいた方に対しましては、通常の相談と同様に相談者の意向に沿うような情報提供など行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 柔軟にされているということで分かりました。

それと、最近はやはり専門性の高い相談、ITなどの対応も必要かと思いますが、相談員の方はこういったことにも対応されるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

相談員は、いずれも人材派遣ですとか、百貨店など、民間企業を長年勤めた職員でございます。キャリアコンサルタントの有資格者、または取得予定の人を配置しておりますので、IT関係の御相談にも基本的に対応可能と認識しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） IT関係など、今の時代に即した対応もされているということで非常に評価いたします。

そして、年代別、男女別の利用状況についても伺います。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

一番多い年代層は65歳から69歳までの方でございます。全体のおよそ26%を占めます。次に多い年代層が70歳から74歳までの方で全体のおよそ25%、男性、女性の割合でございますけれども、ほぼ同数となっております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 男性、女性がほぼ同数というのは非常に素晴らしいと思います。どうしても男性の方は、仕事退職後に何か家に引き籠もっている方が多いということを知っている中で、男性、女性同数の方々がこういったことに興味があるということはすごくうれしいと素直に思わせていただきました。

この発信をさらに周知していただきたいところなのですが、情報発信の方法はどのようなところでしょうか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

生涯現役応援センター専用のホームページを設けておまして、このほか、市のホームページ、市のSNS、フェイスブック、X、LINEなど、あと市政だよりによる周知のほか、市内公共施設、保健福祉センターや公民館、図書館などへのチラシの配架を行っております。また、利用登録者に対しましては、セミナーなどのイベント情報などを個別に郵送しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） SNSとか、非常に様々な方法で周知されているということは非常に評価するところです。先ほど伺った65歳から74歳までの利用割合が約50%となっておりますし、こういった年代の方々はネットを全然見られますので、ぜひネットでの周知を継続してほしいと思います。

それと、利用者につきましてはアンケートの実施をされているのでしょうか。そして、その結果に関しての公表などはされていますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

相談者に対するアンケート等は実施しておりませんが、セミナー等のイベント参加者に対するアンケートは実施しております。ただ、公表のほうは行っていないところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） 様々伺ってきた中で非常にこの事業は結果を出されているという素直な感想を持ちました。さらに、周知を広げることによって、利用者も広がると思いますし、またここまでの利用者があるということは、さらなる次の発展にもつながるのではないかと思いますので、さらなる工夫、検討をお願いいたします。

次に、62ページの自殺対策について伺います。

あらましで見ると取組は、本市が例年取り組んでいることであると思うところなのですが、今、自殺対策は世界的な課題でありまして、WHOが推奨する、L I V E L I F Eという指針や、自殺対策の先進国フィンランドの成功事例などが発表されています。こういったことを踏まえ、本市の来年度の取組について伺います。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

千葉市自殺対策計画の、気づき、支え、関わる、つなぐを柱に支援ネットワークの評価と早期発見、早期支援に取り組んでおります。これはおっしゃったWHOが提言する、L I V E L I F Eの多部門連携や啓発支援活動にも通じるもので、当課では自殺対策相談窓口会議など、関係機関との連携強化や市民ヴォイドでの展示など、自殺予防月間での周知活動を強化しております。また、地域や職場などで自殺のサインに気づき、傾聴し、相談や受診につなぐゲートキーパーの養成にも力を入れております。来年度も引き続き、一人で悩まず相談できる環境づくりを進めるとともに、自殺対策の先進国や国内の先進事例も参考にしながら、より効果的な取組を検討してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。全国的には自殺者数は減っている一方で、本市としては増加の傾向であるということなので、新しい取組なども取り入れていただくことをお願いいたします。また、私が聞くところで、ゲートキーパーは非常に効果があるということも聞いていますので、引き続きの取組をお願いいたします。

次に、霊園について伺います。

霊園の拡張は、需要の増加に伴って必要であるということは認識しているところですが、一方、墓地の管理不全、所有者不明等により、利用料の未回収、また荒れた墓地の課題も本市としてはあると伺っております。今後このような状況にならないための施策について伺います。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

墓地の利用者に対しまして、年に1回送付する管理料の納付に関する書類が返送されたような場合には、転居や死亡などの可能性があることから、戸籍調査などを行いまして、速やかに生死や転居先、親族を確認した後、住所変更や承継の手続を促しております。

また、管理状態が悪い墓地の利用者に対しましては、指定管理者が独自事業として実施しております有料の墓地管理代行サービスを御案内しているほか、墓地の管理が困難である方に対しましては、相談対応の中で墓じまいを前提とした合葬墓への申込みや改葬を勧奨しております。

今後も少子高齢化の進展に加えて、市民の墓地に対するニーズや価値観の変化が見込まれることを踏まえ、承継が不要である合葬式を中心とした墓地の計画的かつ安定的な整備、供給に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。なかなか連絡がつかない方もいらっしゃると思いますので、困難であると思いますが、引き続きの取組をお願いいたします。

最後に、動物愛護について伺います。

今回、動物愛護基金を設立されましたが、来年度の令和8年度の計画を伺います。どのような項目について使用されるのかというところです。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

令和8年度の動物愛護基金の活用に関する主な用途と予算額でございますが、まず多頭飼育への対応として収容した犬や猫などのための薬剤費や餌代等として約180万円、動物愛護や適正飼養の啓発のための印刷物や物品の費用として約140万円、市の獣医師会に委託している収容動物の治療費としまして100万円、飼い主のいない猫の不妊手術の際に使用する薬剤費として約70万円など、合計約500万円の活用を予定しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。今伺った使用については、ボランティアの方との意見交換等はされていますか。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 昨年、動物愛護基金の活用に関しまして、ボランティアの方とこちらの現状の説明と、ボランティアの方からの御要望と伺いますか、御意見を伺う機会を設けておりまして、そういった場に出た意見についても参考にしながら、この使途というのは決めている状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 小坂委員。

○委員（小坂さとみ君） ありがとうございます。我が会派としては、この基金の設立に対しては非常に評価するところであります。また、基金に関しては、行政がやるべき業務は市の財源からの支出を基本としていただきまして、行政が手が回らない、また市民が求める取組について、利用してもらいたいということを強く要望しております。そのためには、日頃ボランティアとして動物愛護に関わっている方々の意見を十分に希望して、採用していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○主査（植草 毅君） 審査の都合により、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時0分開議

○主査（植草 毅君） 休憩前に引き続き分科会を開きます。

質問をお願いします。酒井委員。

○委員（酒井伸二君） それでは、一問一答でお願いしたいと思います。

まず最初は、生活保護世帯の学習生活支援事業でございます。1点だけお伺いしたいと思います。

過去の申込者数定員の履歴などもいただいております。今年度、それから昨年度と、定員に対しての申込数ということで、それなりに押さえられているという情報はいただいているんですけども、その前、ずっと遡っていくと、ずっとこのところは申込者数をオーバーするような状況が続いております。今回、対象が拡大されるということで、このあたりの定員の中に収まっていくのかということだけが少し気になっております。定員の中に収まる見込みなのか、またオーバーした場合、どのように対応されるのかだけ、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

委員御指摘のとおり、昨年度と今年度につきましては、定員を少し下回る状況となっておりますけれども、以前におきましては定員をオーバーする申込みがございました。今回拡大する定員数につきましては、これまでの申込状況を踏まえまして、新たに対象となる生活保護世帯の中学1年生の申込みに対応できる人数を見込んでおります。仮に定員を超える申込みがあった場合におきましては、次善として、辞退があったときの待機者となりますけれども、申込者数の状況によりまして、委託事業者と協議を行って、可能な限り全員が参加できるような対応を検討してまいりたいと考えております。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

続いて、動物愛護の件でございます。

新センターの整備の実施設計というのが予算に組み込まれてございます。新センター整備までのスケジュールについて改めて、また順調なのかということも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

新センター整備までのスケジュールでございますけれども、令和8年度、来年度の建築実施設計などを経まして、9年度に着工、10年度中の竣工、供用開始を目途に整備を進めてまいりたいと考えております。

順調かどうかということですが、今のところ、こちらの想定どおりに進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

続いて、非常にこれは少しまだ先走っているようなところがあるのかもしれないですけども、もう間もなくできるというところの思いがありまして、愛称だとかネーミングというんですか、こういったところについては、どのようにお考えになられているのかというのをお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

施設の名称や愛称につきましては、市の獣医師会ですとか、ボランティアの皆様の意見なども参考としながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

一昨年、昨年と整備されてきているほかの自治体の情報などを私も見ておりまして、例えば、一昨年整備された松山市では、ハッピーとアニマルをかけて、はぴまるという施設だったりとか、愛知県豊橋市は昨年の10月に整備されましたけれども、あいくるという、動物の瞳が愛くるしいというものを掛け合わせながら、また、犬や猫に会いに来るという意味と、また、保護動物に愛が来るといような、そのようなことも掛け合わせて、あいくるというセンターができたというのも聞いております。いろいろ聞いておりますと、やはり市民の皆様から広く公募を募ってというような取組が多いようでございますので、参考にさせていただけたらと思っております。

3点目、医療的ケア者への支援ということで、今回、通所事業についての加算ということで予算が計上されてございます。今回のこの事業加算について、現在の需要と供給という意味では、どのような状況にあるのか。

また、今回、事業を行うことよっての効果というんですか、この効果の部分は午前中の審議の中で、2つの施設、また32人ぐらいの受入れが可能だというような答弁がございました。これで実際に現在の需要と供給というのがどれぐらい満たされるものなのか、やはりまだまだ取組はこれからということなのか、この辺も含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

まず、需要と供給の状況ですけれども、午前中も申し上げましたけれども、障害児のほうは比較的国の報酬のほうで措置されているということがございまして、医療的ケアはなかなか福祉の事業所では対応が難しく、看護師が必要だったりとか、多くの職員が必要だということの中で、障害児のほうも十分という状況ではございませんけれども、報酬のほうが大きく5,000円から2万円ほど、18歳になると下がるということで、特に大人のほうが不足していると考えております。

効果でございますけれども、この加算に当たりましては、事前に事業者へのアンケートなどを実施しておりまして、既に医療的ケア者等を受け入れている事業所にアンケートを実施した

結果、2か所の事業所等を含めて、32人の受入れ増だというような形になっておりますが、令和5年度の調査では、やはり三十数名程度足りないというような状況が出ておりましたので、今度、令和8年度になりますので、さらに医療的ケア者等が増えているかと思っております。アンケートのほうは既存の事業所しか実施しておりませんが、新規の事業所の参入も含めて広く周知をして、参入増を図っていきたくと考えております。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 理解いたしました。ありがとうございます。

あわせて、医療的ケア者の支援という点で、せんだって、ある記事を目にしまして、横浜市のほうでは、例えば、人工呼吸器などが欠かせない医療的ケア児者を災害時に指定避難所などに搬送するのに、民間の救急事業者と協定を結んだなどというニュースを見ておまして、千葉市のほうでは、例えば、災害時のこういう搬送支援体制、今回も、防災のほうで訓練をするというような予算が出ておりますけれども、千葉市のほうはどのようなになっているのかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

仰せになった医療的ケアを受けていらっしゃる、人工呼吸器を装着していらっしゃる方等の避難につきまして、特定の事業者様との協定等は結んではいないんですが、現在、個別の避難計画の策定支援を市としても進めております。その計画の中で、必ず避難の際の支援者をあらかじめ指定していただくこととしております。本市としましては、その人一人一人の状況に合わせて、個別の資源はどのようなものを使えるかとか、そういうものを踏まえて丁寧に策定支援に携わりまして、その方々の避難ができるだけ円滑に進むように取り組んでまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

最後になります。今回、代表質疑のほうで公明党のほうからも福祉的就労等、障害者の就労支援ということで、るる答弁をいただきました。障害者の社会参加、また就労支援という点で力を入れてきていただいております優先調達の今年度の見込みと来年度の目標についてお聞かせいただきたいと思っております。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

今年度の見込みでございますが、御答弁さしあげたとおり、目標額である4,600万円を大きく上回っております。そして、来年度の目標額につきましても、もちろん、今後集計します今年の実績額を上回る水準としたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） ありがとうございます。

あと、障害者の社会参加というところで、最後、1点だけお聞きしておきたいと思っております。

障害者の社会参加ということでデジタル活用支援というのが、今、全国的に行われておまして、2年前の情報なんですけれども、32の都道府県、また8つの政令指定都市、また中核市

でもいいし、ICTサポートセンターという障害者のためのセンターが整備されて進んでいるというのを聞きました。千葉市の状況をお聞きしたいのと併せて、近年、超短時間雇用機会の創出ということで、本当に短い時間でも働きたいという人のニーズに応えるための取組というのが、これもやはり川崎市での社会実装を皮切りに全国で展開が進んでいると聞いております。この超短時間の雇用機会創出という点についても、当局の認識と取組などがあれば、最後にお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課でございます。

まず、ICTサポートセンターの本市の状況でございますが、本市も含めて、千葉県が全県的に対象地域としてセンターを設置しております。そこには市内の事業者も参画して進めております。現段階では、本市単独でのセンターの計画は特になんですが、今年度から、例えば、中途失明者の方の生活訓練にスマホ操作訓練を加えたり、本市独自に別の施策でデジタルデバイドの解消に取り組んでいるところでございます。

あと、超短時間の雇用機会の創出でございますが、確かに、一部他都市で独自助成も絡めて実施されていると私も聞いております。まだ本市におきまして具体的な予定はないですが、おっしゃるとおり、障害のある方の雇用のニーズ、あと受け入れる事業の事業所がそのような仕事を御用意できるか、あるいは雇用保険とか、そういった財源の活用をどのようにできるのかというのを調査して研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） ほかに。黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 一問一答でお願いします。

まず、あらましの54ページの土気公民館・土気市民センター・土気いきいきセンター再整備について、新しい土気いきいきセンターに何か新しい新機軸などがあれば教えてください。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

今回の再整備は、隣接する建物の老朽化に対応するため、一体的な再編を行い、複合施設とするものでございます。

各施設の詳細につきましては、来年度と再来年度、令和8年度、9年度の2か年で行います基本設計、実施設計の中で決定してまいりますので、これらの設計の中で事業や活動に必要なスペースを確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は、先日、美浜いきいきプラザを視察いたしまして、そこでボディケアスクールなど、健康増進の活動が非常に人気ということを知りました。ほかのいきいきプラザ、センターでも同様の傾向になっていると聞いています。抽せんになっていて、なかなか活動できる人も限られているというお話も聞きましたので、新しいセンター再整備の際には、より多くの方が活動できるような部屋の設計など、例えば、部屋の仕切りを変えられて、事業などのいろいろな柔軟な活用ができるようにすることなども考えていただければいいと思っております。

次の質問です。42ページの認知症損害賠償補償についてです。

ほかの委員の方からも質問があったと思うんですけども、私からは、300人を対象としているというお話ですが、もしこれを超える希望者が出た場合には、どのような対応になるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 域包括ケア推進課です。

300万円を超える見込みがあった場合については、予算確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

野島委員からも指摘がありましたとおり、認知症の方がだんだん増えているというところで、300人というのが増える可能性もあるので、その場合にもきちんと対応していただけるというところなので、安心しました。

次に、57ページの地域介護予防活動支援についてです。

通いの場として想定している具体的な場所を教えてください。また、どのような専門職がどのような活動をどの程度の頻度で行う予定なんでしょうか。また、地域の方々が担い手となって活動できるような支援策はありますでしょうか。また、希望があれば、その場所に専門職を派遣していただけるのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

まず、想定する具体的な場所でございますけれども、町内自治会館やマンションの集会所、公民館など、身近な地域で高齢者が長く通い続けられる場所を想定しております。

次に、どのような専門職がどのような活動をどの程度というところでございますが、介護予防指導士などの専門職が月に2回程度の頻度で地域を訪問いたしまして、体力測定を行うとともに、地域の希望などに合わせた体操メニューを紹介するなど、介護予防活動を3か月程度支援いたします。

次に、地域の方々が担い手となってというところでございますが、地域住民の自主的な活動につながるよう、この3か月の期間の中で様々な介護予防活動メニューを紹介いたしまして、地域住民が自ら活動メニューを選んで継続的に取り組めるように支援してまいります。

また、希望があれば派遣をしてもらえるかということですけども、希望のあった地域に専門職を派遣してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

介護予防の活動というのは、やはり頻度が多ければ多いほど、また、ずっと継続するということの方が非常に重要になってくると思います。専門職の数が限られているということで、月に2回程度で3か月まで支援するということなので、これがもっと頻度を高く、そして継続してずっと活動できるように、最後おっしゃっていたように、自主的な活動につながるような指導

とかアドバイスなどを特に注力してやっていただきたいと思います。

次に、50ページの带状疱疹ワクチン予防接種費用助成についてです。

石川美香委員からも質問があったと思いますけれども、私からは、助成対象となる人数を教えてください。あと、生ワクチンと不活化ワクチンの違いについての認識を教えてください。また、発症した場合の迅速な対処方法及びその周知計画について教えてください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課です。

まず、带状疱疹任意予防接種の費用助成に係る予算上の対象者数は約9,800人としております。

次に、生ワクチンと不活化ワクチンの違いについてですが、生ワクチンは毒性を弱めた生きた細菌やウイルスをもとにつくられたものであるのに対して、不活化ワクチンはウイルスや細菌を完全に無力化して、必要な一部だけを使うものとなります。厚労省の資料によりますと、带状疱疹に対するワクチンの予防効果は、接種後5年時点で、生ワクチンは4割程度、不活化ワクチンは9割程度とされています。

発症した場合の対処方法についてですが、医療の専門的判断に基づく治療が基本であることから、新たな周知については予定しておりませんが、ワクチン接種に伴うメリットや安全性、費用助成などについて、市政だよりや市ホームページなどを通じて周知していきたいと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

生ワクチンと不活化ワクチンは、やはり予防効果が違うというところで、負担額が不活化ワクチンのほうが大きいというところもありますけれども、予防効果もその分高いというところをちゃんと周知していただけるといいと思います。

また、発症した場合に、ワクチンを打たないとかの場合に、やはり激しい痛みが数か月、数年続くリスクや、後遺症が残ってQOLが著しく低下するおそれがあるということも分かっておりますので、長い目で見れば、やはり社会保険診療費や介護負担の増加につながるということで、やはりぜひワクチンを接種していただきたいというところを、先ほどおっしゃっていたメリットや安全性などを十分に周知していただけるといいと思っております。

次に、64ページの農福連携の推進についてです。

具体的な連携内容及び現在の取組件数を教えてください。また、市内障害者施設や農業者に対する説明会、研修会の実施予定について教えてください。また、取組数が伸び悩んでいる場合、その理由を教えてください。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、具体的な連携内容と取組件数でございますけれども、この連携内容は、農業者は、施設外就労として農作業を希望する障害者施設から障害のある方を受け入れまして、農作業に従事していただきます。そうすることで、障害のある方が自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組でございます。件数等でございますが、県の障害者就労事業振興センターが

マッチングした今年度の件数は2施設3件となっておりますが、この事業の推進によって、より多く潜在的なニーズを掘り起こしていくことを目指すものでございます。

次に、市内障害者施設や農業者に対する説明、研修会の実施予定でございますが、市内の障害者施設向けには、今月中旬に開催する事業者説明会で、この制度の周知をまず図ってまいります。農業者向けには、市のホームページのほか、農業委員会だよりを通じた広報とともに、認定農業者や認定新規就農者に郵送やメールにより周知を図ってまいります。

あと、取組件数が伸び悩んでいる場合は、その理由でございますが、本市は決して他都市に比べて多いほうではない件数でございますが、その原因は、例えば、本市が都市部であって、ほかの梱包作業等の施設の中でできる請負の案件が多いことから、移動の負担がある施設外就労はどうしても選ばれにくい。あとは、農作業そのものがほかの屋外作業と比べてなじみがないことなどが考えられます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

この事業の目的というところを考えていただきたいんですけども、障害者側からだと、やはり自信や生きがい、そして農業者にとっては、農作業の軽減や効率化を目的として考えると思うんです。今現在、2施設3件しかないというところは、この目的が達成できるというところが見えてこない、もしくは達成できないのではないかということの現れなのではないかと思えます。なので、単にこういう制度がある、もしくは既存のメニューを紹介するだけではなくて、この両者の目的を果たせるような作業を新しくデザインするなどの取組を、専門家の方や実際の当事者の両者、当事者の方の聞き取りを丁寧に行ってやっていただきたいと思えます。

次に、66ページ、ひきこもり地域支援センター運営についてです。

SNS相談で使用するプラットフォームと具体的な相談手法について教えてください。また、現在、メタバースを活用した支援がもう既に行われているとお聞きしています。この現状、利用状況や成果について教えてください。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

SNS相談のプラットフォームはLINEを予定しております、専用のアカウントを作成し、相談に応じます。また、メタバースを活用した支援につきましては、昨年10月末からの試行開始から1月末までで毎月100件程度のログインがありますけれども、まだメタバース内の具体的な相談につながった事例はありません。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

LINEの場合は、一旦利用するとなった場合には使い勝手がよく、また広く使われているというところで評価するんですけども、ただ、知られていない、これを使う前に誰も知らなければしょうがないのでありまして、この相談窓口があるという周知を、ほかのSNSなどで広く行う必要があるのだと思います。対象となる相談者が目にしやすいSNSなどに広報のチャンネルをつくるなど、周知の活動をもっと活発化していただきたいと思えます。特に、今現

在、メタバースのチャンネルを既に持っているというところなので、ここの周知の強化というところで注力してやっていただければいいのではないかと思います。

次に、55ページの動物愛護センター整備についてです。

先ほど酒井委員も質問されていましたが、私からの質問は、昨年8月に行われた市獣医師会やボランティアからの意見聴取の結果と、配置図素案への反映状況について教えてください。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

昨年8月に施設の配置図案ですとか、各階の平面図案を御提示いたしまして、市の獣医師会、それから市で実施している事業に関わっていただいているボランティアの方に意見を求めたところ、獣医師会のほうと、あと9人のボランティアの方から約90件の意見をいただきました。主な意見としましては、駐車台数の確保、空調や床暖房などの収容環境の整備、動物収容エリアの諸室の広さ、配置や形状、それから施設内の動線の設定、諸室の詳細な利用方法などが意見としてございまして、現在、いただいた意見を可能な範囲で反映しつつ、基本設計の取りまとめを行っておりますが、完成後は、改めて反映状況につきまして市の獣医師会、ボランティアの皆様へ報告する予定としております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

90件という結構多い意見を寄せていただきまして、それを反映するような設計をされるというところで、非常に安心しました。

また、さらに、実際造ってみて必要な変更箇所があれば、後から変更するよりも、竣工前に変更したほうが費用面でも効果的であると思っておりますので、この意見をいただいた方に実際見ていただいて、使い勝手はどうなのかというところも意見を聞いて反映していただきたいと思っております。

次に、当初予算の概要の20ページにある乳児家庭全戸訪問についてです。

生後28日未満児を対象とした専門職員による予約制訪問指導は、実質的に全戸訪問となっているのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

乳児家庭全戸訪問の訪問率ですが、約98%となっております。訪問できなかった家庭については、個別に状況確認を行っております。訪問できなかった主な理由としては、入院中や里帰りや長期間にわたる場合などが挙げられます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

専門職員の方がきちんと98%訪問していただいているということで、安心いたしました。訪問できなかった方についても、きちんとまた後で話を聞いていただいたり、また、さらにそれ以降も不安を感じていらっしゃる方にも丁寧に対応していただければいいと思っております。

次に、同じく当初予算の概要の21ページ、地域介護予防活動支援、生きがい活動支援通所に

ついてです。

現在の通所状況について教えてください。本活動の廃止後、いきいきプラザやセンターの場所をどのように活用する予定か、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

生きがい活動支援通所事業は、心身の健康を保つとともに、自立した生活の維持を図ることを目的に、体操、教養講座、趣味活動などを実施しております。実施頻度は、6か月間、週1回、希望する曜日の10時から15時まで通うコースを年2回実施しております。令和6年度の延べ参加者数は4万168人でございます。

生きがい活動を見直して新たに実施する住民主体の通いの場推進事業は、いきいきプラザ、センターも通いの場の一つとして位置づけ、町内自治会等の団体に所属していない方の実施会場とすることを想定しており、生きがい活動参加者を自主的な活動グループへ移行するよう促し、プラザ、センターの一室を活用していただくことを想定しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

廃止になる生きがい活動支援通所事業に参加していらっしゃる方々が1年で4万人ぐらいいらっしゃるといところで、この方々を自主的な活動グループへ移行するよう促すということですが、既存のグループに、あなたたちはこちらに行ってくださいというのは、なかなかハードルが高いところもあるのではないかと思います。なので、もう既に出来上がっているコミュニティに新しく入るといハードルを下げるような取組、例えば、このようなグループがあるという体験会とか、一緒になって最初の活動を始めるときに促すような、何かイベントなどをするなど、この4万人の方々が活動をやめてしまわないように、丁寧な取組をやりたいと思います。

同じく、概要の23ページの、緊急通報システムについてです。

費用助成方式への変更に伴い、利用者が選択できる機種等の周知をどのように行いますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

市政だよりへの掲載や補助金制度の案内、本市登録事業者のサービス内容、利用料金やサービス利用までの流れなどを掲載するパンフレットを作成いたしまして、市ホームページに掲載するとともに、既存の利用者とその協力員として登録されている方に対しましては、作成したパンフレットを郵送する予定でございます。

また、発送に先立ちまして、民生委員やあんしんケアセンター、宅建協会などの関係機関への事前説明を行いまして、円滑な制度移行に向けた連携の御協力をお願いしてまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 費用助成方式への変更は、固定電話を持っていない方々がいらっしゃるというところが何かネックだったのでしょうか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齡福祉課長 高齡福祉課でございます。

確かに、現在の緊急通報システムは固定電話での利用が前提となっておりますけれども、固定電話を必ずしも持っていらっしゃらない方にも対応できるように、新たな仕組みの中では、いろいろな事業者の御提案の中で、固定電話を介しない緊急通報システムサービスを提供している事業者も多々ございますので、そのような事業者の方の参入も期待しておるところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） ありがとうございます。

実は、住民の方から、固定電話はもう解約してしまったので、システムを申請できないというお話も聞いたことがあるので、今回、費用助成方式が変更されたというのは非常によかったのではないかと思います。実際、固定電話は、今、すごくいたずら電話によって、いろいろな被害に遭われる高齢者の方が多いというお話も聞いたので、それを使わずとも緊急通報システムが使えるというサービスがあるというのは、非常に心強いのではないかと思います。いろいろなサービスの提供事業者があると思いますので、分かりやすい周知の仕方などを丁寧に行っていただきたいと思っております。

私からの質問は、以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） では、一問一答でお願いいたします。

まず、先ほどのひきこもり地域支援センターについては、SNSは電話に比べて心理的ハードルが低い面、相談件数の急増も予想されます。現在のスタッフで対応可能なのか、専門の相談員を別途配置する計画か、伺います。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

次年度はSNS相談専門相談員を配置せず、既存の体制で実施する予定です。相談については、まずは曜日や時間を限定して開始し、ニーズ等を把握した上で、令和9年度以降の相談体制や相談員の拡充を検討してまいります。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） SNSでのやり取りから、必要に応じて訪問支援、アウトリーチや来所へつなげるための具体的な動線設計をどのように考えていますか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

SNS相談は、相談者の状況把握の上、適切な時期に訪問支援や来所相談の提案を行います。その際は、それまでのやり取りを踏まえて、相談者に最も適した相談員が担当となるよう配慮いたします。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） メタバースを活用した支援の実証的实施で、メタバース支援を実証的

に行うということですが、具体的な実施期間や、参加を想定している人数規模はどの程度でしょうか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

実証実施の期間は、令和8年度から10年度までの3年間で予定してございます。常時利用可能な空間は、参加人数を特に想定しておりませんが、年数回開催を予定している居場所活動については、各回5人から10人程度の参加を想定しています。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） アバターを用いたメタバース空間において、単なる交流会だけではなく、専門の相談員によるアバター相談や、就労に向けた疑似体験なども検討されていますか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

アバター相談は実施できる体制を整えており、就労に向けた疑似体験の実施も検討しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 自宅にネット環境やデバイスがない層に対して、機材の貸出しや接続サポートなどの入り口の支援についても、予算内で考慮されていますか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

機材の貸出しや接続サポート等の支援は想定していません。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） それがないとどうしようもないので、必要であれば、その前の対応もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、訪問支援、アウトリーチ及び出張相談の強化で、資料にある出張相談について、今年度の実績を踏まえ、来年度はどのエリアを重点的に実施する計画か、特に相談拠点が遠い地域の住民への配慮を確認したいと思います。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課です。

特に、重点エリアの設定はありません。相談拠点である美浜区にありますひきこもり地域支援センターが遠くて不便という方に対しては、御自宅や各区保健福祉センター相談室で相談できる体制を整えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 訪問支援、アウトリーチにおいて、精神保健福祉士などの専門職が同行する際の機動的な体制づくり、車両の確保や緊急時の連携などに変更や強化はありますか。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

現在のところ、変更や強化は予定しておりません。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 本人へのアプローチと並行して、その家族の状況に応じて支援を行うとあります。具体的に、家族向けの相談会やピアサポート、親の会などの開催頻度についても確認させてください。

○主査（植草 毅君） 精神保健福祉課長。

○精神保健福祉課長 精神保健福祉課でございます。

通常の家族からの相談に加え、悩みを共有したり、共に考える場として、ひきこもり家族のつどいを年5回程度開催しております。また、必要に応じて、親の会であるNPO法人KHJ千葉県なの花会の活動を紹介しています。なの花会では、月例会や学習会などを毎月複数回行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 地域を回っていると、本当に引き籠もっている方でなかなかつながり切れないという方も随分いらっしゃるし、そこにどうやって誰がアプローチするのかというのも、本人が問題意識を持っていないと、なかなかそこにつながらないということもあるので、そのつなぎ方の周知の在り方というのは、難しいかと思います。だから、そこら辺、どうしても本人がおかしいと思ってから市は相談に乗るけれども、実際に既に引き籠もってしまっている人自身が、自分でなかなかそういう相談にまでつながる、そのつなげるつなぎ方をどのようにしたらいいのかというのは、私たちも訪問しながら、なかなか悩めると思っているので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

次に、受動喫煙対策についてですけれども、予算が減額されていますが、推進の効果と課題についてお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動規制対策室でございます。

今年度は、令和7年12月末時点で事業所や飲食店等に対し、延べ5,521件の巡回訪問を行い、延べ869件の指導を行っております。

市民アンケートの結果によりますと、飲食店においては、受動喫煙の被害に遭った人の割合が平成29年度の70.1%から令和6年度の38.2%に大幅に減少しており、専任の受動喫煙対策推進員を配置し、事業所等への巡回訪問・指導を行ってきた効果が現れているものと考えております。また、学校、病院等では原則敷地内禁煙であるということを知っている人の割合が80%超、飲食店や会社等多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙であるということを知っている人の割合は70%となっており、これまで受動喫煙対策に係るリーフレットの町内自治会や学校への配布や、区民まつり等でのブースの出展による啓発活動など、様々な機会を通じて周知啓発を行ってきたことによって、市民の認知度も進んでおります。

一方で、飲食店で受動喫煙の被害に遭った人の割合が近年増加傾向にあり、規制内容を知らずに違反している事業者や、喫煙専用室等の技術的基準を満たしていない事業者が多く、実際

の喫煙環境を確認する必要性も高いことから、引き続き巡回訪問による事業者への周知、指導が重要であると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 受動喫煙対策推進員は6人で、どこをどのような時間帯で回って啓発されていますか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

今年度は、受動喫煙の被害の通報が多い地域にある事業所や、昨年度実施した市民アンケートで受動喫煙の被害に遭った方の割合が相対的に高い飲食店を中心に巡回訪問をしております。また、通常の巡回に加えまして、年に十数日程度、夜間の巡回も実施しております。日中の巡回につきましては、主として午後から夕方にかけて行っており、夜間巡回につきましては、夕方以降から夜間にかけて実施しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 飲食店などでの喫煙の実態について伺います。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

改正健康増進法により、飲食店等の施設は原則屋内禁煙とされておりますが、今年度巡回を行った飲食店では、喫煙室を設けるなど、約4割が喫煙可能な状況となっていることを確認しております。

なお、飲食店以外の事業所では、業種により喫煙環境が大きく異なっております。パチンコ店におきましては、巡回した全ての店舗で喫煙環境にあることを確認しました。一方、市民等から苦情が多かった地域における巡回では、屋内で喫煙可能な事業所は数%にとどまっている状況です。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 飲食店でも、特にお酒が入ったり、カラオケで歌ったりとか、そういうところは結構喫煙している方が多くて、分煙とか全く何もなくて、周りで煙が漂うというか、かといって、入ってしまった以上、お客さんとしてはやめてくれとなかなか言えないという、そういうものに幾つか遭遇していますけれども、そういう対応というのは、指導して何かはどうにか変わるものなんでしょうか。それとも、結局、指導はしたけれども、なかなか難しいということなんでしょうか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動喫煙対策室でございます。

指導につきましては、法令にまず違反しているかどうかということ、実際の現場を見せていただいて、必要に応じて指導している状況でございます。法令に違反していない施設等につきましては、権限がありませんので、そういった対応は特段取っていないという状況でございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） すみません。改めて、法令に違反しているかしていないかの基準というのを、もう少し具体的にお伝えいただけますか。

○主査（植草 毅君） 受動喫煙対策室長。

○受動喫煙対策室長 受動対策室でございます。

例えば、喫煙環境の標識を掲示していないとか、屋内禁止場所で喫煙している。また、喫煙専用室等の技術的基準である、部屋の外から中への風速が基準を満たしていない等になります。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 一般的なお店とかファミレスとか何かというのは、比較的こちらは喫煙で、こちらはそうではないとちゃんと全部なっていますけれども、ただ、どちらかというとお酒が入ったようなところというのが、たばこを結構吸う環境が、こちらは禁煙、こちらはそうではないと、全然そうになっていなくて、結果的に、今言ったような違反になっているところは少し怪しいというのが散見されるというのは、少し気になるかとは思いますが。

随分たくさん行っていらっしゃると思うし、比較的いろいろな地域を回っている中で、この間、すごくたばこの煙がというのは、あまり感じずにはこられたと思っていますんですけども、そういう点では、今後も具体的にまたお伝えもしていきながら、御指導もしていただきつつ、かといって、お客さんが吸うのをやめてくれと言えないという飲食店は、今までの経緯から、開き直ってしまって、それで飲食店をやっているところも中にはあったりして、非常に悩ましいということもあるかと思っておりますので、そのあたり、本来は喫煙者のモラルとして、ちゃんと対応してほしいと思っておりますけれども、そのあたりの徹底をぜひ御指導いただきたいと思っております。

次に、妊娠出産包括支援については、予算の増額の内訳をお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

産後ケア事業の増によるものでして、令和7年10月から利用者負担額の減額などの拡充を図ったことによります利用者の増加を見込んでおります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 次に、こども家庭センターは今までの体制とはどう違うんでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

令和7年度から、全ての妊産婦や子育て家庭に対し、一体的支援を強化するための仕組みとして、区健康課の母子健康包括支援センターと区こども家庭課のこども家庭総合支援拠点の両機能を統合したこども家庭センターを各区保健福祉センターに設置しております。

なお、こども家庭センターの母子保健機能は健康課母子健康包括支援担当、児童福祉機能はこども家庭課が担当しております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 何か保健福祉センターへ行っても、こども家庭センターとどこかに何か書いてあるわけではないから、客観的には、体制は充実したとは聞いたんですけども、なかなか周知と認知というのが、はたから見てみると、変化したというのがなかなか伝わりづらいので、周知も含めた工夫をしていただけたらと思います。

次に、産後ケアの訪問、通所、宿泊などのニーズと予約状況をお聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

今年度の令和7年12月現在の利用実績ですが、宿泊型は延べ2,443日、訪問型は延べ2,637回、日帰り型は延べ1,367回です。

以上となります。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） これは、実績としては、ニーズに合わせて、そのニーズ分ちゃんとできているのか、それとも、例えば、後手後手になっているのか、そのあたりの分析はどうなっていますか。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

委託事業所のほうが年々少しずつ増加しておりまして、現時点では、予約したいのに予約できない、利用したいのに利用できないというような多数の声が市民から寄せられているというような状況ではございません。今後、そういったニーズと需要が見合っているかどうかというようなところは注視していきたいと考えております。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 産後は特別な時期なので、タイミングを逸してしまうと、なかなか言いたくても言えなくなってしまうので、やはりそのときそのときの必要なときにちゃんと手当てができるような、声があった、なかったというよりは、確実にそのとき一瞬の中で、何回もないと思うので、その対応がぜひ酌み取れるようお願いしたいと思います。

お子さんの健診では、5歳児健診について行うのか、お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 健康支援課長。

○健康支援課長 健康支援課でございます。

先行自治体の状況を調査するとともに、市医師会や庁内関係課から意見聴取を行うなど、まずは実現可能な実施体制について研究してまいります。

以上です。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 発達障害とか、あと学校に入る前までのお子さんがより順調に育っているかどうかという点では、1歳半検診、3歳検診、就学前検診というのは確かにあるんですけども、その前の段階で、できるだけ早期に発見できるということも大事かとは思いますが。なので、確かに手間暇と予算もかかったりはするかもしれないですけども、必要性があるということであれば、ぜひ実施を検討していただければと思います。

次に、休日救急診療所ですけども、場所が移動してからの市民利用の推移と課題について

お聞かせください。

○主査（植草 毅君） 医療政策課長。

○医療政策課長 医療政策課でございます。

休日救急診療所は、総合保健医療センターの大規模改修工事に伴いまして、昨年1月にセンター内で場所を移して10か月間診療を行って、昨年10月に元の場所に戻りました。改修工事は、診療所を訪れる患者に配慮して、診療日には工事を行わなかったこと、また工事中も通常と同じ体制で診療を行ってきたこともあり、患者の受診行動や患者数に大きな変化は見られませんでした。

課題ですけれども、現在も工事に伴って駐車場の一部を現場事務所や工事業者の駐車場で使用していることから、患者が利用できる駐車場が限られることが挙げられますが、年末年始等、多くの患者が受診に来る期間については、センターの隣にあるグラウンドの一部を借りて駐車場にするなどの対応を取ったため、混乱は生じておりません。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ありがとうございます。

次に、国民健康保険についてです。

国保料が高くて、退職後、また就職して社会保険料を支払ってもらって、国保料の支払いを敬遠するケースも見られますが、市の見解を伺います。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

国民健康保険は、社会保険に加入されない方が加入されるものでございますが、どのように就労するのかということは個人の多様な考え方に基づくものだろうと認識しております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） そう言ったらそうなんですけれども、市の国保の資料によれば、令和3年から令和8年までの間に75歳未満の人口も減って、被保険者数も減少しているということでは、3万人も減っているという点では、結構な人数が実際にはパイとしては減ってしまっているということは認識しております。国にもっとやはり負担をしてもらった上で、保険料の負担軽減をしていくべきではないでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

国民健康保険は、他の社会保険制度と比べまして、高齢者ですとか、あるいは低所得者の加入割合が高いなどといった構造的な課題をそもそも抱えていると認識しております。平成30年度に国保財政運営の広域化に伴いまして国の財政支援が拡充されたところでございますけれども、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、本市としましても、引き続き財政支援措置の引上げについて国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 国保の通知の対応は、家制度の下で、国保に加入していなくても世帯

主宛てに書類が届きますが、誰が加入しているのかさっぱり分からないような書類となります。そもそもそうした制度だとしても、現実的な支払者の名前に変更するようにはどうでしょうか。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

制度上、国民健康保険に加入していない方が世帯主であるといった場合であっても、世帯主宛てに各種通知などがされるわけですが、例えば、保険料の決定通知などの各種通知につきましては、対象となる被保険者の方についても分かるように内容をお知らせしているところでございます。

なお、国の取扱いに基づきまして、保険料の納付義務ですとか、あるいは各種届出の事務の履行が見込めるといった一定の要件を満たせる場合につきましては、国民健康保険上の世帯主を変更するという事も可能としているところでございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） さきの国民健康保険の運営協議会の中でも、実際に夫婦で、妻のほう国保に加入していて、夫は違って、それなのに世帯主宛てに書類が来て、いろいろ問題だったということが出されていたと思いますし、私についても、毎回言っていますけれども、夫の名前で来ているのに、私が保険料を払っても、私が払ったという名前が一切出ていないので、誰に一体何でどう払ったか全然分からないんですよ。だから、そういう資料でずっと来ていて、普通、宛名が最初に夫宛てで来れば、夫かと、例えば、それぞれ個人のものがあるから、一々夫のものを全部開けたりしないじゃないですか。そういう一つ一つを取っても、制度的には分かりますよ。仕組み上そうなっていることは分かるけれども、でも、結果的に家制度のために、あまりに中身とやっていることに実際に整合性がないということを疑問視されるような声が幾つも上がっているにもかかわらず、例えば、申し込めば可能だという扱いは、そろそろ検討し直す時期に、全体として、組織的にもう少し変える時期に来ていませんか。そのあたりの見解をお願いします。

○主査（植草 毅君） 健康保険課長。

○健康保険課長 社会保険に加入されている世帯主の方に届いてしまうという、そういったものもありますけれども、そもそも国民健康保険というのは世帯主が保険料の納付義務をどうしても負うということになっております。その一方で、給付、医療サービスを受けた場合の、例えば、高額療養費の支給であったりとか、そういったものにつきましての給付を受ける権利につきましても、世帯主に帰属するということになっております。あるいは窓口負担をお納めいただくのも世帯主ということになっております。これは、実は、国民健康保険上、義務づけ規定がされておるものでございまして、自治体の運用でそもそも名宛人を変更するとかは、いわゆる行政処分になりますので、そういったものを変更するというのはなかなか現状では難しいということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 制度上の保険法の話は分かるんですけども、ただ、いろいろな書

類上のやり取りというのを、希望も含めて確認していきながら、少しでも是正ができるような形が可能であれば、ぜひ研究はしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、身寄りのない方への対応ですけれども、先日も身寄りのない方が自宅で亡くなり、あんしんケアセンター、警察、生活衛生課の尽力で警察署に遺体を引き取ってもらえることとなりましたが、休日の場合はどのような対応なのか、伺います。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

身寄りのない方がお亡くなりになりまして、休日に発見された場合には、警察署などで一旦遺体を保管していただいた後に、翌開庁日以降に連絡していただくこととしております。その後、当課で法令等の遺体引取要件に合致するかを確認した上で、所要の手続を経て御遺体を引き取ることとしております。

なお、年末年始やゴールデンウィークの長期休暇時に市の代表電話を通じた引取りの依頼があった際には、当番職員が引取要件を満たしているかを確認した上で、搬送等の対応を行う場合もございます。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 確かに、警察の方が遺体の安置はされるけれども、ただ、警察の方が単にそれだけいきなり引き取るというわけにいかず、どういう経過でその方が亡くなったのかを、あんしんケアセンターからちゃんと事情を聞いて、それで調書をちゃんと取った上で報告するから、だから、そのためのカルテというか、そういうものを見たいということで、私もその現場にいたんですけれども、そういった対応をされていたんです。だから、そのためには、結局、亡くなるのは別に土日に関係ないし、いつどうなってそうなるかということとは分からない。だから、常にあんしんケアセンターも、休日になっていても、そうやって呼び出されて対応しなくてはいけないとか、そういうことも出てくるということでは、非常に大変だということをしごく痛感したので、このように休みでも役所に言えばある程度対応できるということではよかったと思います。ただ、あんしんケアセンターが、本来は民間で市から委託されている立場でも、かなり公共的な立場として、いろいろな制約を受けて、引取りも含めた公的なところをかなりカバーしなくてはいけない割には、その待遇がどうなのか。やはり時間によっては何時間もずっと居残っていかなくてはいけないということは、本来は公的な立場がやることなのではないですか。別に、あんしんケアセンターが何か言ったとか、そういうことではないです。ただ、私は個人的に、こういう対応をしなくてはいけないところというのは、本来はあんしんケアセンターのような民間の人たちに全部委ねてやっているということに対しての市のスタンスはどうなんですかということを知りたいです。

○主査（植草 毅君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

先日、御連絡いただいたケースというのは、結構特殊な事例だと考えておりまして、通常は、身寄りのない方がお亡くなりになった場合、例えば、警察のほうに連絡がいきまして、警察が一応対応した上で警察から連絡が来るというような形になっております。先日のケースでは、最初に発見された方が、なかなか経験がなかったのか、事情は分からないですけれども、まず

警察に連絡する前に、御自身で医師とかに連絡して対処していただいた件だったと聞いております。ですので、なかなかそういうケースは珍しいとは思いますが、例えば、もし問合せがありましたら、事前にこういうケースはこうしてくださいというようなことをお伝えすることはできるかとは思っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 個人情報といえばそうなんですけれども、例えば、少し前だと、生活保護を受けていたけれども、結局、それはそうではなくなってしまう。そうすると、保護だったら保護なりの対応がかなりできると、こちらとしては頭にあったけれども、結果的にはそうではなかったから、いろいろな費用負担的なことが発生するときに、いろいろ手だてができないで、公的なところに頼らざるを得なかったということが経緯としてあったかとは思っております。どういう場合にどういう対応をしたらいいのかというのが、経験不足のところもあるのかもしれないけれども、ただ、どういう人にはどういうことができるのかということも、相当経験していないと、なかなか簡単ではないなど。しかも、その方がどういうことを使えるのかということも、よほど引き出しがないと簡単ではないというのは、御一緒にいさせてもらう中で、私も、大変だと。それでも、たまたま平日だったので、こうやっていろいろな問合せができて、対応ができたからよかったけれども、これが休みになってしまったら、一体誰がどのように本当にするのかというのは、すごく心配したところです。

身寄りがない場合に、結局、警察から不動産屋に連絡をして、結果として、その後始末は不動産屋に託されると。負担が大きいために、近年では、不動産屋さんが高齢者の独り暮らしの方の入居を渋る例が出ていますけれども、市はどう対策を講じていきますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

本市では、市や宅地建物取引業者など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する活動を行う者で構成いたします千葉県居住支援協議会を設置しており、同協議会の中で、住宅確保要配慮者とされる高齢者や障害者、生活困窮者などの円滑な入居に向けた支援などについて意見交換や情報共有を行っております。

また、同協議会では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、入居者や家主などに向けた相談窓口でございます、すまいサポートちばを開設しております。入居やその後の生活に向け、関係機関等との調整を行っております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） やっていることは分かります。ただ、不動産屋は本当に渋られていて、例えば、家族でお子さんとトラブルがあって縁を切ったと。そうすると、その方は孤立無援になってしまう。けれども、資産がないわけではない。そういうときに、例えば、誰か保証人というか、そういった対応をちゃんとしてくれるんですか、家賃はちゃんと入れてくれるんですかと非常に厳しく不動産屋に言われるような、迫られるようなことが実際に起こっていて、それはもう少し市が指導できるんですか。不動産屋の姿勢もあるけれども、自己責任というか、結局、いろいろやって自分たちで面倒を見なければいけないという負担があるから、

結果的には、あまりしたくないと、どうしても防御してしまうということが起こっているわけなんですけれども、それについてはどう捉えますか。

○主査（植草 毅君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長 高齢福祉課でございます。

居住支援協議会の中で、そのような事例だとかの共有だとかは行っておまして、どのように対応していくかというところの協議は行ってはおるんですけれども、それを現場の中で指導等をするというところまでにはまだ至っていないような状況がございます。

一方で、住宅確保要配慮者の支援に当たりましては、民間事業者等のほうで居住支援法人というものを法人として設置している事業者が幾つもの市内にもございます。これらの業者の中には、有料になるかと思うんですけれども、身元の引受けですとか、そういうような居住支援に係る様々なサービスを提供する事業者もございますので、すまいサポートちばだとかを通して、こういった居住支援法人の情報なども丁寧に紹介しているところでございます。

以上です。

○主査（植草 毅君） 10分前です。中村委員。

○委員（中村公江君） 有料だったりして、お金がある人はいいんですよ。お金がなくて身寄りがいない人は本当に大変なんです。そういう人を誰が見ますか。それは本当に、実際のところ、不動産屋に頼もうとしても、いや、何も責任を持てなければ、結果的に大家が嫌っているから駄目ですと言って、かなり敬遠されて、本当にここならというところで、結局、条件が狭まってしまうというのは、現実問題として起こっているの、おっしゃるような理想論で全部いっていないという現状も把握した上で、高齢者の今の身につまされる実態についても、ぜひこれから対処も含めた指導を不動産屋にもしつつ、でも、ただ不動産屋にしろと言っても、不動産屋もやはり赤字を抱えてまではできないので、保険でやっても赤字分はとてもし切れなくて焦げついてしまうというお話も、それはそれでもっともだと思えるので、やはりそこへのちゃんと、もう少し公的なところが入らない限り、なかなか高齢者を引き受けるというところまでは至らないかと。市営や公営住宅はそれほど空きがなくて、県営住宅なんていっぱい空いているのに、全然入れる人数が少ないから、結果的にそういうところに入れなにかということも起こっていますので、もう少し公営の住宅も含めた充実をしていただきたいということを、これはほかの部署ですけれども、思います。

次に、天海訴訟についてです。

2025年7月17日の高裁の差戻し判決の言渡しがされました。サービスの打切りが許されるのかどうかは問われていますが、市は何を根拠にこの問題に取り組んでいきますか。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

最高裁の判決ですが、本市が行ったサービス却下処分、この却下処分が裁量権の逸脱、濫用であったかどうかの審理を尽くさせるために高裁に差し戻すというものであることですから、市としては、これまで同様、裁量権の逸脱、濫用はなかったと、そういった旨の主張をしたいと考えております。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 天海さんの訴訟の件では、この間、野本議員が一般質問でも取り上げ

ていますけれども、そもそもサービスを利用するに当たって、天海さん自身が収入の低い市町村民税の非課税世帯に属するにもかかわらず、支援措置事業による補助を受けることができなかった。それは、不均衡を避ける措置を市として取るべきだったことを怠ったということについての判断が一時期ありました。ただ、それについて、国のほうでは裁量を逸脱していないとかというような判断がされたと言っているけれども、でも、利用者についての負担で、実際には利用料の負担が重くて我慢するというようなことが起こったりするということが実際にはあると思います。

それと、実際に障害者総合支援法第7条の中では、介護保険優先原則ということがうたわれている。これを大上段に掲げた、国はそう言っているのに、65歳になってから、そのような原則だった部分がされていないからということが、市側としては言いたい部分として主張されているかと思いますが、でも、65歳になろうがなるまいが、天海さんは障害のある方であって、確かに、高齢になったとしても、障害の特性が変わるわけではない。それで、その障害のある人がそのまま、そのとおりにサービスが本来は受けられるようにならなければならないのに、そうになっていなかったというような実態があることが、今回、この裁判の中でもうたわれていると思いますけれども、申請をしてもいないのに、希望していない……

○主査（植草 毅君） そろそろまとめてください。

○委員（中村公江君） サービスの利用を強要されるようなことに対して、従わなくてはいけないということが、そもそもサービスの打切りも含めて、社会通念上許されるのかということで大変疑問視されて、今、この問題については、障害者団体のほうでは全力で訴訟に向かっていくという状況になっていますけれども、市としてはどうでしょうか。

○主査（植草 毅君） 障害福祉サービス課長。

○障害福祉サービス課長 障害福祉サービス課でございます。

最高裁の判決の中でも、障害者総合支援法の中で利用者負担が生じるということは法律上規定されているというところがございます。ただ、委員がおっしゃったように、65歳までのところ無料だった方が、65歳になって介護保険になって利用者負担が生じるのはおかしいのではないかというような話は、確かに私もそうだと思っておりまして、これについて、国のほうも、訴訟が起きてから、それまで65歳までの間に一定程度総合支援法においてサービスを受けた方につきましては、介護保険に移ったとしても、その分の利用者負担が償還されるという制度創設がされております。委員がおっしゃったような矛盾については、ある程度解消されてきていると考えております。

以上でございます。

○主査（植草 毅君） 中村委員。

○委員（中村公江君） ただ、岡山の浅田訴訟と、この天海訴訟とでは大分中身が違うのではないかということで見解としては出されているので、またこれから引き続き取り組んでいきたいと思っております。

次に、あと何分でしたか。

○主査（植草 毅君） 残り3分です。まとめてください。中村委員。

○委員（中村公江君） 緊急通報装置については、いろいろ質問したかったんですけども、時間がないので、私は、緊急通報装置をぜひ利用をとということを今まで独り暮らしになった人

に何度も言い続けてきました。実際に入った方には大変喜ばれたわけです。もちろん、固定電話ではなくて、携帯だけになってしまった人が受けられるようになることはいいと思います。ただ、実際には年金が今、本当に減らされている中で、月に負担増になるような、1,000円を上限に補助金を使うとか言っても、結局、代表質疑でも言われているみたいに100円から2,000円ぐらいのお金がかかるようになると、今まで使っていた人が自粛しかねないのではないかと、いうことを非常に危惧するものです。ですので、やはりこの在り方については、ぜひ見直しをしていただきたいということがあります。

あと、ちょっと2つほど。

知的障害のある方から、言葉もちゃんと発せられなくて、催してトイレへ行きたいのだけれども、多目的トイレがあまりない。それで、本当は男の子だから男の子のほうへ行きたいのだけれども、お母さんが一緒だから、しょうがないので、こちらに連れていくと、小さい子供は、何で男の子なのにこっちに来るのかと言われてしまう。だから、本当に多目的ホールにぜひ欲しいという話はかなり切実な話なので、これは環境も含めたところと検討していただきたい。

最後に、障害者のハーモニー大会が去年の12月に行われて、私は2年連続して講演を聞きました。この講演の中身が本当にすばらしいのに、ハーモニープラザのあの範疇の人だけで共有するだけでは本当にもったいないと思っていて、前回のASDの自閉症とか、いろいろな悩みを抱えているお子さんを抱えているお母さんのお話や、今回はダウン症の兄弟で、本当に当事者と家族がこういったお話をしていることについて、障害がある人、ない人にかかわらず、ノーマライゼーションで、全体でそういうものを理解するのにとっても役立つ中身なのに、何か障害の団体と関係者だけでいつもちまちまやっているのは非常にもったいないと思います。もう少し、希望する人はぜひ門戸を広げて、見てもいいですよとやれないのか。でも、防犯上とか、いろいろな個人情報があるのか、よく分からないけれども、もう少し広げて、たくさん来てもらってやっていったらと、もったいないと感じているので、もしそれについて御意見があれば、以上です。

○主査（植草 毅君） 障害者自立支援課長。

○障害者自立支援課長 障害者自立支援課です。

まず、関連するトイレの話です。

多目的というか、今は車椅子便房とか、機能を分けて、利用がまず集中しないようにということと、あと、公共施設を建てるときに、障害者団体の方に広く意見を聞いていただいて、うちの施設については造っていきましょうということで全庁に周知をしております。地域障害者の親の会からはそのような意見が実際出されています。それをちゃんと届けておりますので、引き続き、この対応をしていきたいと思っております。

あと、最後の障害者福祉大会の利用者の申込みの件は、実は一般の方も来られるんです。お申込みを広く周知しております。年によっては、イオンモールのビジョンで流したりして、それでもお越しいただけない、お申込みがなかなか多くはないというのが現状でございます。ただ、だからそれでよいというわけではなくて、もっと皆さんに来ていただける、知っていただけるように努めてまいります。ただ、一般の方は入れるものであるということは、この場を借りてお答えさせていただきます。御意見ありがとうございます。

○主査（植草 毅君） 以上で保健福祉局所管の審査を終わります。

保健福祉局の方々は御退出願います。御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

### 指摘要望事項の協議

○主査（植草 毅君） それでは、これより、保健福祉局所管における指摘要望事項について御協議いただきます。

なお、1分科会当たり提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、仮に発言がお一人様であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ、指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

何かありますか。保健福祉局所管について、指摘要望事項の有無、また、ある場合はその項目、内容等について御意見をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 自殺者の問題とか、認知症の問題とかも随分出てきたかと思えます。

ただ、一応私も言ったけれども、やはり障害のある方とか、認知症の方も含めて、そういう方への理解を得られるような、もう少しそういう学習を。さっき一般に公開していると。こちらはそれを知らないの、こっちは。

○主査（植草 毅君） いや、イオンモールで日曜日とかにちゃんと流していますよ。

○委員（中村公江君） でも、イオンモールに行かなければ分からないですよ。

○主査（植草 毅君） いや、イオンモールに行ってたから、結構。（「でも、あれは一般の人もオーケーということは私も知っていましたよ」と呼ぶ者あり）

○委員（中村公江君） それでいて少ないですよ。だから、もったいない。

○主査（植草 毅君） 結構何度も掲示板に流していましたよ。宣伝はしています。

○委員（中村公江君） その割に、こちらが見たことは何かで出してはいけなんでしょう、見るだけだから、何かもったいないという感じはしたんですけども。

○主査（植草 毅君） 黒澤委員。

○委員（黒澤和泉君） 私は、地域介護予防活動支援は、本当に力を入れるとともに、周知をしてほしいと思っています。というのは、いきいきセンタープラスもあるんですけども、やはり行きづらい、足がないという方が多くて、そういう活動をできる場所に行ける人がすごく限られているというのがやはり問題だと思っていたので、こうやって専門の介護予防指導士の方がいろいろな場所に行って、こういう活動ができるんですという継続的な介護予防の運動や活動を広く教えてあげることで、自主的な活動につながって行って、そうすれば、そういうコミュニティができて、また、介護予防だけではなくて、その地域の活動にもつながっていくという可能性があるのではないかと思うので、これも期待しているところなので、こういうものを、希望すれば来てくれるというところをもう少し周知していただければと思います。

○主査（植草 毅君） 酒井委員。

○委員（酒井伸二君） 今回、医療的ケア者の通所加算がされたりとか、農福の連携とかというところの新規事業に注目してしまして、本当にそういう意味では、医療的ケア児者を含めた障害者の方々の社会参加とか、また支援の仕組みとか、私は就労支援という格好で聞きま

## 暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

したけれども、こういった医ケア者を含めた障害者の方の支援事業というものをしっかり展開していってほしいというのがいいかとは思いましたが、主査、副主査にお任せしたいと思います。

○主査（植草 毅君） 分かりました。

それでは、ただいまの意見を踏まえ、正副主査において、保健福祉局所管の指摘要望事項の案文を作成させていただき、11日水曜日の本会議散会後に開催される分科会におきまして御検討をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、3月4日水曜日の10時より保健消防分科会を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時20分散会